

平成19年 6月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(29名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	31番	原沢久志
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(2名)

9番	渡邊昶	21番	立松一彦
----	-----	-----	------

3. 会議録署名議員

17番	前田勝幸	18番	安井光子
-----	------	-----	------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書	記	柴 田 寿 文
書	記	岩 田 繁 樹		

7 . 議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 一 般 質 問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議します。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、前田勝幸議員と安井光子議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず浅井葉子議員、お願いします。

15番（浅井葉子君） おはようございます。浅井でございます。

通告に従いまして3件質問いたします。

最初に、食育について質問いたします。

食育基本法は平成17年7月に施行され、この目的は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を推進することにあります。数値目標を定めた食育基本計画も平成18年に策定され、単なる食生活の改善にとどまらず、伝統的な地域の特性を生かした食文化の継承なども求められております。しかし、近年、社会経済構造が大きく変化していく中であって、住民のライフスタイルや価値観、またニーズが高度化・多様化して、これに伴い食生活や、これを取り巻く環境が大きく変わってきております。日々の忙しい生活を送る中、人々は毎日の食の大切さに対する意識がどうしても希薄になってきております。生活のリズムとしての規則正しい食事、栄養面でのバランスのとれた食事、安全面へ配慮した食事、また生産者の皆さんが一生懸命つくっていただいた食品の食べ残しや廃棄という状況を改善することが今必要かと思えます。

家族が食卓を囲んだ楽しい食事という望ましい健全な食生活が失われつつあります。また、調理済み食品や総菜を利用する傾向が増大し、女性の雇用者の増加などの社会情勢の変化の中で調理や食事を家の外に依存する「食の外部化」が進展してきております。このような生活習慣の変化に伴い、子供を含めて肥満の増加が見られ、男性では30代から60代の3割に肥満が見られます。また、女性では60歳以上で3割に肥満が見られるというデータが出ております。生活習慣病も増加し、糖尿病については全人口の1割を超える方が「強く疑われる」、

また「可能性が否定できない」というのに当てはまると報告されております。今話題になっておりますメタボリックシンドロームも、「強く疑われる」と「予備軍と考えられる」とを合わせた割合は、40歳から74歳の男性の場合は約2人に1人、女性の5人に1人の割合になると言われております。今、生活水準が向上していく中で人々は多様な食生活を楽しむことが可能となりましたが、反面、食の文化が失われつつあり、また食の安全性も問題となってきております。

先日、新聞に内閣府の調査で「食育消化不良」といた記事が載っておりました。関心はあっても、なかなか自分の身に照らし合わせて気をつけようと思うほど意識は変わっていないと書いてありました。このように食をめぐるさまざまな問題に対しまして、まずは市長として、食育に関する基本的な考えをお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

浅井議員御指摘のごとく、教育につきましては、現在さまざまな角度から検討をされていることとございます。単に学校教育のみならず、社会教育、あるいは家庭教育の重要性ということが現在叫ばれているわけとございます。そういった一環の中におきまして教育再生ということを図っていかなきゃいけないという形の中で、この食育基本法というのが御指摘のとおり2005年7月に施行されておるわけとございます。浅井議員もお述べになりましたが、その骨子は、食を通じて健康な体をつくる、そしてまた食を通じて豊かな心をはぐくむ、あるいは食を通じて環境に優しい暮らしを築いていく、そんなことではないかというふうに思っております。住民の皆さんが食育に対してその大切さを理解していただくと同時に、主体的に取り組んでいただくことが、また継続的に取り組んでいただくことがこういったことをより大事なこととしてやっていけるのではないかと考えております。

つい先日、愛知県におきましても、5月30日には第1回の食育推進会議が催されました。そして、先週6月7日には県民大会の実施が行われたわけとございます。こういった中で市町村、あるいは各種団体、企業等が積極的に取り組んでまいるといっていい形で、今現在その取り組みが考えられておるわけとございます。私ども市といたしましても、県の歩調と照らし合わせながらしっかりとした運動推進を持っていきたい。これは5年計画という形で県の方も言っておりますので、ことし19年度は、これは昨年12月にも炭竈議員の方から御指摘、御質問があったと思っておりますけれども、そういった形で既に学校教育の中で食育も少し取り入れております。しかし、平成20年度の取り組み運動として、しっかりした予算をつけながら展開をしてまいりたいというふうに思っております。

そして補足でございますけれども、弥富の市民憲章にもそういうようなことが書かれてお

りますので、現在、合併して以降、市民憲章が全戸に配布されてないという現状もございますので、早急に市民憲章を皆さんの御家庭に届けていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 市長の方から基本的な考えをお聞きいたしました。

先ほどから述べてみえるように、食育基本法の第10条の中に、地方公共団体は基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国と連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした実質的な施策を策定し、実施する責務を有するとあります。私も議案質疑のときに質問の中で述べましたように、愛知県はあいち食育いきいきプラン、愛知県食育推進計画を策定し、市町村に取り組みを促しながら食育を継続的な県民運動として推進するとあります。この食育基本法の第18条には、市町村は食育基本計画を基本とし、市町村の区域内における食育推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならないとあります。

食育に関して、先ほど予算をつけて行っていきたいという市長のお言葉をいただいたんですけど、今後弥富市としてどのような取り組みをされますでしょうか。例えば成人病予防、また食の安全性についての啓蒙活動など、今後どのように考えてみえるか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、保育所での食育の取り組みについてお答え申し上げます。

保育所では、食育基本法の趣旨に沿っていろいろな取り組みを既に実施しております。まず、保護者に対しましては、月1回の食事だよりや掲示板への食育だよりを作成して給食の実物展示を実施し、子供に食への大切さを伝えるようにしております。また、保育所の職員に対しましては、保育士の食育研修、調理員には安全で安心の給食調理をするための衛生面や点検方法などの研修を実施しております。また、子供たちには、野菜の栽培、野菜の収穫、給食のお手伝い、簡単な調理、ゲーム遊びなどを通して食べ物に関心を持たせ、食べる意欲や食べ物大切さや感謝の気持ちをはぐくむねらいで日々の保育を行っております。食育の推進につきましては、家庭、保育士、調理員がしっかりと連携をとって取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 第2問目にこれは突入していつてしまっているんですけども、学校教育とか保育所の方は2項目めに入っていますもんで、先ほど申し上げたように、成人病予防とか健康推進関係の課の方のお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 大変申しわけございません。

成人病関係の御質問でございますけれども、私もそういった年齢に入っておるわけですが、高血圧であるとか、脳疾患であるとか、あるいは心臓病、糖尿病などといったような、一般にいわれる成人病と呼ばれておるわけですが、これは加齢というか、むしろふだんの食生活、あるいは運動不足であるとかストレス、あるいはたばこだとか過度の飲酒だとか、そういったもので負担がかかって、生活習慣的な形で引き起こされるというようにも言われております。

また、御指摘のメタリックシンドロームにつきましては、内臓に脂肪が蓄積し、高脂血症であるとか糖尿病、高血圧の生活習慣病の原因になっているというふうに言われております。このような生活習慣病というのは、食事のバランスを崩す中から起きてくるもの、あるいは過度な運動、睡眠不足といったようなことから起きてくるものが原因とされております。こうしたことから、生活習慣病の予防の一つとして、食育というのは大きな要素があるというふうに思っております。そういったことで、この食育ということに対しては、単に子供さんだけではなくて、いわゆる私どもの年齢だとか、あるいは高齢に伴う形での食育というものも大事になってくるという形で、まさにフルエージ型の対応をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

また、食の安全性につきましては議員御指摘のとおりでございます。さまざまな機会を通して私も啓蒙・啓発運動をしていきたいというふうに思っております。県の方では愛知県産業協議会というところが食の安全性につきましては検討しておりますので、先ほども推進会議という形でございましたけれども、非常に多くの団体がこういった推進会議の中には見えます。そういった形の中で、食の安全性につきましては、部会として産業協議会という部会がございますので、そちらの方の意見等もこれからは参考にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

順番がちょっと前後してしまいましたので、もう一度戻らせていただきます。

今市長が言われましたように、県と連携を保って推進会議等にも参加していただき、住民の健康、また心豊かな生活ができる、そんな環境を整えていただきたいと思います。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

先ほど保育所の児童課長の方からもう答えが出てしまっておるんですけど、2項目めに入らせていただきます。

学校、保育所における食育の取り組みについてお尋ねをいたします。

次世代を担う子供たちの健やかな成長を支える食の環境について、最近、偏った栄養摂取による子供の生活習慣病の増大、また朝御飯を食べない子供たちがふえ、その結果、忍耐力を欠いた、いわゆる「すぐ切れる子供たち」の出現など、さまざまな社会問題が発生してきております。子供たちが将来にわたって健康な生活を送るためには、食を大切にする心と望ましい食習慣を身につけることが重要であり、この環境を整備することは私たち大人の責任であると考えております。食に関する指導は、給食の時間を初めとする総合的な学習の中で行うこととは思いますが、どのように取り組みを行ってまいりますか。

続いて申し上げます。

補正予算の質疑の中でもお聞きいたしました。今年度、弥富北中学校で食育推進事業が行われると答えていただきました。今年度行われるのは県からの委託事業のような形になっておるんですが、弥富市として、今後独自で小・中学校でモデル校を指定して食に関する教育を進める、そんな考えはお持ちでないか、お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） それでは、学校での食育の取り組みについてお答えをいたします。

学校での食育の取り組みは、学校給食を生きた教材として活用しつつ、家庭科の授業や給食の時間を初め各教科や特別活動も含めた学校教育全体で食に関する指導を行っています。栄養士も積極的に授業に入って指導しています。また、食の大部分を担う家庭に対して、毎月の給食だよりの発行、給食試食会、料理講習会、授業参観における食の授業の実践などを通して、学校の食育への取り組みに対する理解を深めてもらうとともに、家庭での食育推進を促しています。

昨年、地元農業の大切さ、朝御飯の重要性を家族の話題としていただくよう、「早寝・早起き・朝御飯」を合い言葉に、「朝御飯を食べよう」習字・標語コンクールを行いました。さらに、子供の生活習慣と健康づくりパンフレットを配布し、生活習慣病予防の啓発も図っております。また、先ほど市長答弁にもありましたように、弥富市民憲章の中にも「進んで健康で、教養豊かな人となりましょう」と入っておりますが、子供たちだけではなく、大人もみんな健康について再認識するには、子供のころからの食育がいかに大切かを考えていかなければならないと考えております。

また、先ほど最後の御質問にございました弥富市の学校での食育の取り組みでございますが、まず今年度につきましては、県の方から食育の委託を受けておりますので、弥富北中学校の方で実施をさせていただきます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

子供のころからの食育の大切さというのを教育課長もいろいろ考えておっていただくと  
思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

食育ということについては若干関連性は厳しいかと思いますが、食物アレルギー体質を持  
ってみえる方、とりわけ今回は子供さんのことについて質問をいたします。

現在、そのような食物に対するアレルギー体質の子供さんは、保育所、小学校、中学校、  
それぞれ何名ぐらいお見えでしょうか。そして、行政として、また今までそのような立場で  
どのように対応してみえたでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） アレルギー体質の関係でございますが、保育所・学校ともにこち  
らの方で御答弁させていただきます。

アレルギー体質の園児・児童・生徒に対する対応は、まず園児につきましては、入所の際  
に保護者よりアレルギー疾患の有無の聞き取りを実施し、除去食品の医師の意見書を提出し  
ていただいた方にはアレルギー源が何であるかお聞きし、それぞれの園児に対して除去食を  
提供しております。児童・生徒に対する対応は、保護者より申し出のある児童・生徒に対し  
て、保護者に給食に使われている食材をお知らせし、アレルギー物質の有無がわかる資料を  
提示しております。きめ細かな配慮を心がけ、料理内容によってはアレルギー食品を除去し  
たり、代替品を使用したりして給食を提供する場合があります。

また、各学校のアレルギー体質の児童・生徒でございますが、ない学校もありますし、あ  
る学校でも数名というふうに聞いております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） いろいろ除去食を作成して、頑張っていたとこの答えをいただ  
きました。どちらにしましても、アレルギーというものは人によっては生命が危険にさらさ  
れる場合もあります。十分注意をして対応していただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

米飯給食について質問いたします。

米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を子供たちに身に  
つけさせることや、日本文化としての稲作について理解をするなど、教育的にも意義がある  
と思います。十四山中学校はクラスごとにガスがまでお米を炊き、炊き立ての御飯を生徒に  
提供できる米飯給食が行われております。このような取り組みを弥富市各学校に普及される  
考えはありませんか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 米飯給食につきましては、現在、週3回から4回、各学校で実施



をしております。海部南部地域で収穫される「あいちのかおり」という品種を使用しております。業者委託という方法で、御飯の形で学校に導入されますが、先ほど浅井議員さんがおっしゃいましたように、十四山地区におきましては給食室で炊飯した御飯を提供しております。子供たちは、地元産のお米の味を生産者の方々への感謝を込めつつ、おいしく味わっております。

また、各給食室で御飯を炊飯するというをほかの学校にもという御質問でございますが、現在まだそこまでは考えておりませんので、今までのとおりで当分は実施したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 十四山中学校の米飯給食の方法というのは、今課長が申されたとおりクラスごとに給食室で炊くんですけど、クラスごとのガスがまで炊いて、それを教室へ持って行ってみんなでつけ分けて食べるという、本当に家庭の中で行われておるそのままの体制がとられておると思います。同じ弥富市民の中学校であって、今後その方向にぜひとも向けていただきたい、そのように思います。今度新しい弥富中学校も建設される予定になっておりますので、まだまだ体制的には流動的なこともできるように思います。ぜひともその方向になることを期待いたします。

2点目の質問に入らせていただきます。

弥富市在住の外国籍住民の対応について質問をいたします。

近年、外国から多くの人々が日本を訪れるようになりました。多様な価値観や文化などを背景とした人々がともに暮らすようになってきております。在日外国人の長期滞在、また永住化傾向が高まる中で、教育、医療など外国籍住民にとって安心・安全が確保できる、お互いの文化や考え方を理解・尊重し、快適に暮らす地域社会づくりが必要となってきております。今、弥富市には何名の外国籍住民が見えますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市民課長。

民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、浅井議員の御質問にお答えいたします。

弥富市在住の外国籍住民の人口についてでございますが、平成19年6月1日現在で1,384名でございます。16歳未満の人口は143名であります。平成14年4月1日には旧弥富・十四山合算で932名でございました。この5年間で452名、約50%の増加をしております。特に弥富市になってからのこの1年2ヵ月で180人の増加で、比類のない伸びを示しております。また、近隣市町村に比べても弥富市の外国人登録者数は極めて多く、近隣市町村の主のところでは、18年12月31日、県の統計でございますけれども、隣の愛西市で547名、津島市で773名、それから蟹江町で1,113名、甚目寺町で1,184名でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 市民課の課長さんにお答えをいただきました。1,384名、それと16歳未満が143名。

次に、外国籍住民の児童・生徒の教育についてお尋ねをいたします。

その方たちの就学状況はどのようになっておりますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 子供たちの就学状況についての御質問にお答えをいたします。

4月の時点で就学年齢に該当する外国籍の住民は67人です。そのうちの33%に当たる22人が市内の小・中学校に通っております。それ以外の子供さんにつきましては、四日市市や鈴鹿市にあるブラジル人学校に通っているのではないかとこのように思われます。教育課では外国人登録者をもとに、外国籍であっても義務教育就学適齢を迎えた子供に就学前の健康診断の案内を送ったり、入学式前に就学通知を送ったりして就学を進めております。また、転入等、途中からでも就学希望があれば入学許可を出しております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 今のお答えの中で33%、22名が通学してみえる。それで、入学の時期が来たらそういう案内を送るとか、いろいろやっておってくださると思うんですけど、あと四日市の方のブラジル人学校へ行っているのではないかとこのようにお答えをいただきました。実際に「ではないか」ではなく、やはり住民の方は同じですので、例えば弥富市に在住の日本人の方が「ではないか」というのでは終わらせないと思います。同じ住民でしたら、「ではないか」ではなく、しっかりと今後、就学状況改善に向けて、実際にそこのお宅へお邪魔してお話をするとか、しっかりと把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

実際に外国人の子供さんにつきましては、今22人が市内の小・中学校に通っているとこのようにお答えさせていただきました。そのほかにも御相談等があれば学校へ行っていただくように、また教育委員会からも、また学校の方からもそういうお話はさせていただいているときもありますが、今浅井議員さんがおっしゃいましたように、今後は外国人の登録してみえる子供さんに対しては皆さんに、日本人の子供さんと同じように就学の指導をしていかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 課長の前向きなお答えをいただきました。そのようによろしくお願いをいたします。

次に、外国籍住民とのコミュニケーションをどのように考えてみえるか、質問いたします。

5月31日の中日新聞の記事に、甚目寺町で外国人に対して日本語講座が行われているという記事が掲載されておりました。甚目寺町も、先ほど市民課長の方からお答えをいただきました約1,200名弱の外国人が生活してみえることから、外国人との共生を目指す甚目寺町がボランティアを募集して行われている。それで関係者は、予想以上に盛況、こんなに需要が高いとはと書かれておりました。先ほど伺いましたように、弥富市にも1,400名近い方が生活してみえます。弥富市として、今後例えば甚目寺町のような日本語教室、また日本の文化を紹介する教室などを計画される考えはありませんか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） 御質問の外国籍住民とのコミュニケーションについてお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、愛知県と連携をしながら多文化共生社会が実現できるよう一步一步歩んでまいりたいと考えております。報道でも御存じのとおり、イケアという外国の企業も進出をしておりますので、外国語の表記をふやすとともに、企業などと連携を図りながら対応を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

連携を図りながら考えていきたいということですけど、もう今、隣接の市町村ではいろいろなことが行われております。ぜひとも早い機会にそのようなことを市が率先して行っていただきたいと思っております。

次に、弥富市発行のいろんな文書、案内文書とかパンフレット、また広報等も、やはり外国籍住民用も必要かと思っております。同じ弥富市に生活する中において、資源ごみの回収とか、いろんな面で言葉がわからない、日本語が理解できないということでいろいろトラブルも発生してくるのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市民課長。

民生部次長兼市民課長（加藤芳二君） それでは、弥富市発行のパンフレットについてお答えいたします。

現在のところ、民生関係でございますが、今御指摘の環境課の方でブラジル人向けのごみ分別用パンフ、これはポルトガル語でございます。それから、国民健康保険がポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ハングル語の5カ国の届けに関する愛知県の発行したパンフを窓口に置いてございます。今後は、外国人登録者の人口増に対してきめ細かい方策をさらに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

ぜひともよくわかるパンフレット等も、また広報もつくっていただきたいなあと思います。  
次に、外国籍住民用の相談窓口の開設について質問いたします。

江南市では、今年度から市の事業としまして、外国人生活支援員設置業務委託事業として150万円予算化されております。生活相談ですので、例えば新学期が始まり、学校に関すること、また子育てにまつわる相談等が多く寄せられていると聞きました。こちらも本当に需要が多く、支援の手が届いていない外国人が多く見えるということだと思います。弥富市として、今後このような取り組みは考えておみえでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、外国人の個別相談日を設けることなどの対応についての御質問についてお答えをさせていただきます。

弥富町の時代でございますけれども、平成15年度に1年間、ポルトガル語による個別相談日を開設しまして、事業を実施させていただきました。このときにつきましては、毎月1回、第3水曜日にこの相談日を開設しておったわけでございますけれども、利用者は年間を通じて延べ12人ございました。利用者が大変少なかった経緯もあり、相談日を設けることの事業は現在のところ考えておりませんが、個別に御相談がございましたら私ども企画情報課の方にお越しいただければ、愛知県国際交流協会へ電話による相談をお願いしてまいります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） ポルトガル語による相談日を開設、12名利用と。

時代が変わってきております。市になりまして、今課長さんが申されたように、人数的にも急速な伸びを示しておる時が来ております、弥富市としても。やはり相談日を開設するに当たっても、周知がされてなかったらなかなか開設されているかどうかということもわからないのではないかと私は思います。ぜひとも再度、よく外国籍の住民の方に周知していただいて、一度開設された経緯があるものですので、再度開設していただきたいなあと思います。同じ地域に住む住民として、お互いの文化や考え方を理解し、また尊重して、安心して快適に暮らす、そんな体制をつくっていただきたいと思います。

次の3点目の質問に入らせていただきます。

市役所の住民サービスについて質問いたします。市役所に総合案内の窓口を開設される考えはありませんか、お尋ねをいたします。

行政の事業内容も多様化・細分化し、各課の名称も、例えば児童課とか介護高齢課など、また税務課等も含めますが、そのものずばりの名称もありますが、市役所を利用される市民の皆様が効率的・効果的に窓口を利用することができ、また市民のわかりにくいということを解消して、気持ちよく市役所を利用していただくためにも総合受付の窓口が必要かと思

ますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 総合案内の窓口についてお答えします。

総合案内係につきましては過去に設置をしたことがあります。設置場所についてなかなか適当な場所がなく、また利用される方がほとんどなかったため廃止をし、個々の職員の対応とした経緯があります。なお、現在玄関にあります案内図をわかりやすくしたり、案内図付近を明るくするため蛍光灯をつけたり、またカウンターに「こんにちは。気軽にお尋ねください」と記載した案内板を置いたりして庁舎内の案内に努めさせていただいております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 案内についていろいろ努力してみえるということはよくわかりますし、カウンターにも「お気軽にお声をかけてください」というような手づくりのものも置いておっていただくということはよくわかりますが、近隣の市を見ましても、やはり総合案内というのは設置されておりますので、ぜひとも今後前向きに検討していただきたいと思えます。市長にお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 貴重な意見ありがとうございます。

前向きに検討させていただきながら、総合窓口という形のものが本当に市民のために役に立つところが市役所でございますので、そういった方向の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 最後の質問をさせていただきます。

公共施設で階段に手すりが完全に設置されていない、例えば市民ホールの階段などがあると思いますが、改善をされますか、お尋ねをいたします。

エレベーターが設置されていることはよく存じておりますが、例えば地震等の場合、エレベーターは利用できませんし、全員が迅速に避難することが必要かと思えます。

それで私、市民ホール条例をちょっと見てみまして、市民ホール条例の第9条の2のところに「利用者は次に掲げる事項を守らなければならない」とあります。(2)で「入館者の安全確保の措置を講ずる」とあります。この条例の中にもうたっておっていただきますが、このように安全確保の意味からいっても、市民ホールの手すりが上のところでなくなっておるという状況は不完全かと思えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 市民ホールの階段の手すりの件でございますが、現在、市民ホー

ルの東側の階段には手すりがついております。また、西側の階段もついておりますが、一部欠けておるところもあります。なお、西側の階段につきましては、一度に大勢の人が利用されることが多く、少しでも広く使いたいと考えておまして、今のところ手すりの設置は考えておりません。

なお、先ほどのお話で、お年寄りの方につきましてはエレベーターを利用させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 実際にそこの現場に立ち会っていただければわかると思いますが、階段を上がりまして、あと3段とか、あと4段とかいうところから手すりがないんです。それも左側にあるだけで、広く使っていただきたいということが目標かもしれませんが、本当に危険になったところから手すりがないんです。それを今後改善されないということは、私としては、この条例の中に、ここを使用する者は安全の確保の措置を講ずるとあるにもかかわらず、本当に上がり切る3段目からないんです。そういうこと自体がちょっと考えられないんですけど、実際にお年寄りの方はエレベーターを使用すればいいと。じゃあ災害のとき、地震のときはエレベーターを使っちゃいけないと言われていたときに、どう考えてもこれは話がかみ合わないなあとは思います、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 市民ホールの階段の手すりの件でございますが、階段が東側が広くて西側が少し狭くなっていると。これにつきましては、エレベーターを設置しておる関係上、その部分が東側よりも西側が少し狭いというような設計になっておりますが、現状を見ておりますと、市民ホールを利用する人のほとんどが西側の階段を利用される場合が多いというような現状の中、また非常時、西側の階段を多くの方が利用されるというようなことの中で、西側については少しでも広い状態にしておきたい。手すりをつけますとどうしてもその分狭くなりますし、非常時の邪魔については語弊がありますが、狭くなる分、避難が少しおくれるというようなことも考えられますので、そういったような意味において現在のよう設計になっておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 私は、避難のときほど手すりが必要かと思えます。それと、今部長が言われたように、東側の階段より西側を多く利用してみえるということはよくわかります。エレベーターが設置してあるから手すりが設置されていなくてもいいという問題ではなく、広く利用するといつて、手すりってそんなに場所をとりますか。よくとって10センチか15センチまでじゃないですか、手すりをつけたにしても。それで、例えば3人が並んで上がれないとか、そういう問題ではないと思えますし、ぜひとも一度現場をよく見ていただいて、

あそこのところからないということは、例えば足を踏み外したときに危ないからとまって上がりたいたいという人が、一番危ないところからないということですので、ぜひとも見ていただきたいと私は思います。実際に見ていただくと、本当になぜここにはないんだろうというふうに疑問を持たれると思います。今後、市内全域にあります公共施設の安全点検をしていただきたいと私は思います。先ほどからお話が出ているように、不特定多数の人が利用する施設です。安全に対する対策は万全を期していただきたいと私は思います。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、大きく3点に分けて市長にお尋ねをいたします。

まず最初に、市長は最初の施政方針演説で市民に役立つ市役所づくり、税金を最大限有効に活用し、市民に還元する。情報を積極的に公開し、4万4,000人の市民の皆様とともに歩み、市民による、市民のための弥富市の創造を市政運営の基本理念とすると述べられました。多くの市民の皆さん、市の職員、議会の間からも市政改革への期待が高まっておりますが、その土台は、市長と職員を含む行政側、いわゆる執行部と言われる立場の皆さんと、それから市の意思決定機関であります議会、さらに主人公であります市民の皆さんの共通の理解に基づく中・長期の財政計画を伴う総合計画の策定にあるというふうに私は思いますので、今市が進めております計画策定を進めていく上で市長と職員の皆さんに留意していただき、弥富市の行政力・財政力に見合った、身の丈に合った計画の策定と行財政運営を進めていただきたいという立場から、この問題について幾つか立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

まずその一つは、税収を初めとする市の収支が年を追うごとに実態からかけ離れ、市の行政力・財政力が議会や市民だけでなく、市の職員にもなかなかわかりづらいものになってきております。予算や決算をつくる基本的な立場を改善していただき、市の現状についての理解が共通したものになるようにしていただきたいということでお尋ねいたします。

市の収入の一番基本であります税収では、平成14年、15年当時では、年度初めの1年間の予算案で示したものと決算額の差は1%未満でございましたが、16年度ぐらいからその差がだんだん大きくなり始めまして、17年度では6.1%、18年度では9.5%、19年度は、今わかっております市税の87%を占めます個人市民税と固定資産税を合わせて予算では58億1,200万円となっておりますが、大体今の資料で見込める収入というのは64億3,100万円程度で、6億1,900万円、10%を超えるものとなりますが、かなり大きな見込み違いが生じているのではないかと。18年度の収支がこの5月31日で締め切られましたが、議会の収入としての議決がされないでふえた税収は3億700万円、国からの交付金等が1億8,600万円、合わせて4億9,360万円になります。これは、その関係する収入予算全体の6.13%、収入予算全体の

4%を超えるものでございます。ちなみに、愛知県ではこういう問題がどのように扱われているかということ調べてみましたら、17年度の県税収入、1兆円を超えるものでございますが、当初予算に対する最終決算額は103.7%であります。3月議会で示されました最終補正予算に対する決算額は102.9%、そして歳出全体でいいますと、実際に使われたお金は予算の98.14%であります。さらに1.21%は議会の議決を経て次の年度に予算を繰り越すという決定がされておまして、実際に議決されずに使われなかった額、あるいは議決されずに入った収入というのは0.65%でございます。大体、新年度の予算を立てる時点で前年度の収支もほぼ決算と同じものが議会に示されております。これは、市町村と国との関係で、あるいは県もそうでございますが、一定の基準を決めて、それぞれの市町村の税収等が不足する場合には地方交付税交付金という制度でその不足分を補てんするという仕組みになっておりますので、7月じゅうに大体どの市町村もほぼ実態に近い収入を調査して国に報告する。国が決定するのは7月でありますのでもっと時期は前かと思いますが、そこで大体1年間の収支がわかり、新年度予算の編成に入ります。県ですと9月ごろから、少なくとも市町村ですと10月ぐらいから編成に入るわけですが、その時期には大体その年度の収支は相当近いものがわかる仕組みになっておりますし、さらに特別に制度が変わらない限り、大体新年度の収入も見通せる、こういう仕組みが民間とは違いまして、要するに収入の基本が税金でございますので、そういうことが市町村財政の、あるいは県も含めて財政の基本になっておりますが、非常に大きく離れてきて、市民の皆さんにとってわかりにくいものになっております。

では、具体的にどういうことが問題になるかということで少し立ち入ってお話をさせていただきますと、まず非常に最近では税収を小さく見る、あるいはさっき言ったように最終補正予算でも小さく見るということから、実際に最終の3月議会でもその年の税収を、さっきも言いましたように3億円も上げずに、決算になると出てくるわけ、9月の議会ですね。そういうやり方をしますと、例えば平成18年度から19年度にかけての問題で、18年度はほぼ見通しが立っております。18年度は、税収は初めの予算では58億1,600万円程度でございましたが、実際には決算見込み額で現在63億6,990万円というふうになっておまして、3億700万最終補正よりも多いし、3月のときの予算の見通しに比べると5億5,300万円多いものになっています。

さらに、前の年の収入もそのときに出しておりませんから、結局実際には6億3,000万円の繰越金が発生しておりますが、3億しか見ておりません。したがって、その5億円余りと3億円余りが財源として見込めないということで、積立金を約9億円取り崩さなければ、18年度は中学校もやっておるし、やっていけないということで、9億円取り崩すといえますと、120億前後の予算でございますから、かなりやりくりをしないとやっていけないんじゃない



かというふうに、多分市の担当の皆さんだってそう言われると思いますし、私たちも予算書を見るとそう思いますよね。この段階でそういうことしなくても、17年度は7億、18年度は8億を超える中学校建設費が使われておりますが、そういうやりくりをしなくても、弥富市の現在の財政規模というのはやっていける状態だから、ひとつきちんと市民の皆さんの要望にこたえる。例えば学校なんかの耐震や、そういう問題もきちんとやるということがそんなに苦労しなくてもできる状態ではありますが、今みたいな予算の組み方を毎年やっておると、ちょっと余分なことは中学校が終わるまで一切さわらないでほしいと言わんばかりの予算の組み方で、もともとその年度の収入は基本的にその年度に市民の皆さんにお返しをするというのが、実は行政が予算を編成する基本的な立場の一つでございますが、そういうことがずうっと最近狂って、だんだん年を追うごとにひどくなってきています。ぜひ県ほどの、本当に0.何%も変わらないというものにするにはかなり訓練もかかるし時間もかかると思いますが、それが基本だという立場で予算を編成して、市民の皆さんにも、それから市長を初めとした市の中心的な皆さんや一般の市の職員の皆さん、あるいは議決機関であります議会もよくわかるものにする。

同時に、この問題は、実は議決をして執行するという、要するに市長がどんなに立派な予算をつくっても、議会の議決がなければ実行してはならないというふうになっておりますので、その根源にかかわる問題として、やっぱり可能な限り、3月の初めの予算で特にその年度の収入については全体を示していくということを市の一致した方針として、今の状態を改善する努力を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

財政の実態が歳入歳出という形の中から大きくかけ離れた行財政をやっているんじゃないかという手厳しい御意見でございますが、確かに私ども平成18年度の予算につきましては、旧十四山、旧弥富町の合併以降のこととございまして、その歳入計画につきましては少し精査に欠けたということがあろうかと思えます。

しかし、もっと大きな背景といたしまして、私たち地方自治体が今現在抱えておる問題といたしましては、既に過去から地方分権改革ということが言われておるわけでございます。小泉元首相の言われる三位一体改革ということに対して3兆円の税源移譲という形で、これは地方といたしましては高く評価できるものではございます。あるいは、住民税の一定税率、10%ということに対しても、財源格差を地方において、自治体において縮小する方向であるということについても、これはいいことだと思います。しかしながら、政府というのは後から後から地方に対していろいろと難題を持ってみえるわけでございます。例えば厚生労働省が持ってみえるのは、国民健康保険の地方負担が増額されている。あるいは、義務教育費に

ついても県の負担が多くなってきているという形の中で地方分権改革は非常に難航している。地方としてなかなか自立できないというのが現状でございます。

そうした形の中で、第2期の地方分権改革がこの4月からスタートしているわけでございます。私ども市といたしましても、国への要望といたしまして、さらに地方への税源移譲をしていただきたい。地方に活力・元気をもたらしていただきたい。あるいは、二つ目といたしましては、役割分担をもっと明確にさせていただきたいということを申し上げているわけでございます。あるいは、地方交付税にかわる地方共有税というものをお願いしていきたい。こういう形の中で地方自治体が元気を取り戻すということを、市長会を通じて国の方に要望しておるわけでございます。

弥富市といたしましても、少子・高齢化が大変なスピードで進行している状況でございます。また、自然災害等に備えていかなければなりません。こうした形の中で、国の施策に対して不明確が多い今日、私ども地方自治体といたしましては、特に自助努力において、その体力をつけるということが非常に大事ではないかと考えております。そういった形の中で基本的には御理解を賜りたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 時間もたちましたので、ここで休憩をいたします。11時15分までといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 実は、今のような質問ができるのは、市長が新たに就任されまして、積極的に市の行政情報を公開するという立場をとられたこともありまして、市の職員の皆さんも私たちの要請に応じてリアルに、現状はどうなっておるかということをお話していただけるようになりました。したがって、もう既に5月末現在で、さっき申し上げましたように、予算に組みずに入ってきた税金が3億700万だとか、それ以外の予算を組みずに入ってきたお金が、税と国からの交付金で4億9,300万円を超え、5億円近く入ってきているという状態があります。今市長は、いろいろ国との関係で難しい問題もあるし、いろいろ要望もしていると。それをやっていただくことは当然ですし、ぜひお願いしたいんですが、問題は、我が弥富市の予算が、本来は収入も支出も予算を議決して、それに基づいて行うという地方自治法の定めがありますが、そういうことが、こんな大きい税収という一番基本の問題で、3月議会でもうわかり切っておることを議案としても出さないと。こういうやり方というの

は、議会や市民に行政の実態を明らかにする上でも、あるいは19年度の予算を組まれる上でも、18年度にそういう収入があることがわかっておれば、繰越金やそういうものできちんと、19年度は中学校の建設に24億円余り使うということで、積立金の取り崩しと、それから土地開発基金から合わせて約17億円ほど取り崩して、もう目いっぱい頑張っただけで予算を組んでおりますと言わんばかりの、ほかのことはいろいろ言っただけというような予算の組み方ですよね。これは市長が組んだわけではありませんから、時期的にいったってあれですが、こういうやり方じゃなくて、実際に年度、あるいは前の年度に余ったお金、その年度に見込める、さっき言ったように二つの税だけでもう6億円を超える収入がほぼ当時だけ見込めたわけですから、そういうものをきちんと見込んで、足りない分は、学校建設費の5億円と、もうちょっと何とかすればできますと。そうすると、今の時期に問題になっています耐震対策だって、今だと中学校があるからもう何にもできんような考え方を一般の市民の皆さんは持っておると思うんですが、これほど東海地震や東南海地震がいつ来るか、もうあした来ても遅くないというときに、基本的には子供が毎日生活する学校や避難所の耐震対策がいつ終わるかわからないなんて新聞に書かれるというのは、こういう予算の組み方をずっとしてきたから、今はちょっと市にいろいろ、あるいは前だと町ですが、言うのは無理じゃないかというような感覚を議会や市民の皆さんが持つという根拠になっておるし、それから職員の皆さんたちだって、住民の皆さんが何か相談すると予算がないとすぐ言われると思うんですが、そうじゃなくて、こういう状態だということが、トップもそうですし、それぞれの部や課の担当の職員の皆さんも、議会も、一般の市民の皆さんもわかっておって、今大切なこと、きちんとやるべきことを一緒にやりましょうということが考えられる行財政運営にすることが今非常に求められているし、弥富の場合は、ことしは17億なんか取り崩さなくたって、学校建設基金の5億と、もうちょっと足せば24億の中学校の建設ができるというような規模の行政力・財政力だということがきちんと議会や市民にも伝わる組み方をさせていただく、それが実は市長や市の担当が議会に予算を提案する一番基本だということを市長にちょっとおわかりいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

歳入に関しましては、社会経済情勢だとか、あるいは国等の政策動向を踏まえながら考えていかなきゃいかんわけですけれども、過去の収入実績であるとか、前年度の決算見込みというようなものを十分検討し、今後は歳入計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

また歳出におきましても、過大な見積もりとならないように今後は精査してまいりたいというふうに思っております。そして、議員がおっしゃるように、私ども職員一人一人が行財

政能力を高めていくという形の中で御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） ありがとうございます。

ぜひそういうことで、本当に市民とともに考えていく市役所と弥富市をつくる土台を築いていただきたいと思います。そこで、同じ問題の2番目に中・長期の総合計画を今立てておりますが、財政計画とあわせて持つということは市長のお考えだと、私は当然ではないかというふうに思っておりますが、念のために、そういうものをこの時期に合わせて並行的に、どういうふうになるか、多少時間はずれのかもしれませんが、つくっていくというふうにお考えになっているかどうかということと、それからそういう作業をしていくためには、当然担当の職員もそうですし、できたら興味を持った一定の職員の皆さん、市民の皆さん、あるいは我々議員も一緒にそういうことが勉強できるようなセミナーみたいなものも開いていただいて、こういう一番土台のところをそれぞれが理解しながらきちんと議論ができるような、そういうまちにしていくような工夫も、もしそういう計画策定を進めていくお考えがあればお願いしたいと思います。そのことについて市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

中・長期の総合計画づくりにつきましては、各課、今私ども職員の内部におきましてはヒアリングを実施しておるところでございます。10年先の弥富のまちづくりという形に対して各課から意見を出すようにという形の中でヒアリングを始めました。また、市民の皆様の声、知恵をおかりしたいという形の中でまちづくり会議というもの発足させ、一緒になってまちづくりをしていこうという姿勢の中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） この計画や、それから市役所と市民の関係をいいものにしていく上でも、実は17年度に行革プランということで、当時の財政の約2割カットということで、区長や区長補助員さんの報酬だとか、民生児童委員の活動費だとか、あるいは子ども会や老人クラブの補助金とかを2割カットしたり、それからウインドアンサンブルという、事実上、市が支えている人たちの練習する費用を大幅にカットするということがされました。また、当時の町長さんは、御自身の公約でまちづくりは人づくりと。文化・社会教育活動のために積極的に支援するというお約束をしておったにもかかわらず、そういう活動の中心を担っております社会教育登録団体の会場利用料を2倍に、それも十分皆さんに説明をしたり協議をするということじゃなくて、3月議会の直前にそういう行革プランを出して、2割カットを

しなきゃいかんということでやられました。しかし結果は、ごく一部のものだけやって、そして全体としては、17年度は前年よりも予算が5億円を超えてふえまして、なおかつ結果的には3億3,000万円、新たに積立金と現金がふえました。17年度は中学校を7億円かけて、18年は8億円かけて新市になってやっていますが、それでもさっき言ったような予算を経ずに入ってきた税金などがありますので、実際に十四山さんから持ってきました積立金なんかの持参金を除いて、この年度に新たにふえた現金や積立金が約6億円あります。ですから、2年間で9億円を超える市の現金や積立金がふえておりますから、そんな2割カットしなきゃやっていけないような説明をして、やった職員の皆さんは今大変困っていますよね。だから、市民と市の関係を改善して、市民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくということを市長がお考えになるなら、そういう予算の実態を無視した説明のもとでやられたことは、前の方がやったことだからわしは知らんじゃなくて、やはりこれは一日も早く改善をしていただきたいと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

将来のまちのビジョンづくりをするという形の中におきましては、そのときの財政状況というのをしっかりと考えながら事業の取り組みをしていかなきゃいかんというのは大前提でございます。そして、旧弥富町時代におきましても、単年度決算が平成14年度から3年連続で赤字になったということにつきましては議員も御承知のとおりでございます。仮に民間企業で3年連続赤字になった場合、どういう施策をしていかなきゃいかんかということも一緒になって考えていかなきゃいかんことではなかろうかと思っております。平成17年度、そういった形の中で行政がいわゆる行財政改革を行ったことにおいて黒字転換になったということにつきましては、決して実態とはかけ離れたものではない。そのときの先人の御努力、そういう形の中できちっと評価すべきことではないかなあというふうに思っております。

現在、企業業績が改善の方向ではございますが、そういった形の中で平成18年度の法人税等も、平成17年度と比べまして約1億6,000万の増収となりました。こういったことを少し歳入予算の中で見落としたことも実はございます。しかしながら、景気の動向というのは、すなわちいつ変わってくるかわからない。今の景気がこれからも続くという保証は一つもないわけでございます。例えば、基本的に景気がいいという一つの証拠といたしましては、企業の設備投資が非常に積極的である。じゃあ、そういうことがこの弥富市の中に見られるか。あるいは、もう一つの指標である所得から起きる消費の動向がどうか。決して伸びてない、そういう形の中で平成18年度が来ているわけでございます。また、歳出面におきましても、扶助公費、あるいは公債等の義務的な経費が特別会計の繰出金として今後も増加する傾向にございます。財政状態としては決して楽観を許さない状況にあるということをお理解賜りた

いと思います。

先ほど区長さん、あるいは補助員さん、民生児童委員さんの報酬、あるいは子ども会、老人クラブに対する補助金の問題も出ておりましたが、私といたしましては、現在といたしましては今後もさらなる行財政改革を進めていかなきゃならないと強く認識しているわけでございます。しかしながら、私ども自治体というのはプロフィットセンターであってはならない。いわゆる利益を確保する自治体であってはならないというふうには思っております。そういった形の中で歳入歳出の財政状況を正しく踏まえ、住民サービス、あるいは各種事業展開をする中において活力あるまちづくりをしていかなきゃいけないというふうに思う次第でございます。このことを十分御理解賜りたい。

なお、住民サービスの一環として、公共施設の使用料金等を早い時期に見直したいという考え方を持っております。このようなことも踏まえまして、ぜひとも御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 市長が多分あんまり当時のことを御存じないから、私は担当者からの説明のとおりには今はお答えになっておると思うんですが、実態は、例えば平成15年度におきましては、ひので保育所を、普通はああいう施設は補助金やそういうものでやるわけですが、平島の区画整理への援助もあって、用地から建物まで含めて一切補助金なしで、全額弥富市の負担で、たしか7億1,500万を超える費用負担をやっていきますよね。こういうことをすれば、財政的には一時的に赤字になるのは当たり前でありまして、こういう中で起こった問題であって、恒常的にこういうことがなければ、弥富市の財政はそんなに逼迫しているような状況ではない中で、例えば一、二回そういう事例があったことで、あつものに懲りてなますを吹くで、全体の計画を考えない。特に合併問題なんかが発生をした関係もあって、あるいは行革だとかいろいろんなことが言われまして、実際に決算を調整する収入役をなくして、今の副市長、当時は助役が収入役を兼務するというようなことがされて、財政全体を冷静に総合的に見るができないような状態の中でばたばたとやったことなんです。そして、やったのは弱者だけの切り捨てと、もう一つは、例えば区長補助員さんたちというのは市の土木申請の窓口であり、防犯灯なんかの日常的な管理の責任を負っており、それからコミュニティ活動を初めとした市の行政に本当に深くかかわっておって、その地域の調整をするわけですね。その人たちのいろんな活動費についても削るとか、あるいは民生児童委員の皆さんというのは高齢化社会と子供の問題でさまざまな問題が出てくる中で、本当にこれからお仕事を頑張っていただかなきゃいかんときに、そういう本来、市が力を入れなきゃいかんところの費用を一方的に、本当に説明もなしに削るというやり方をされたんです。これはきちんと事実も調べていただいて、今市長が説明されたような、二、三年赤字が続いたから

やむを得ずということとは全く弥富市の財政実態は違いますので、この辺はきちんと精査もした上で必要なものについては御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど議員がおっしゃいました平成15年・16年度の財政状態につきましては、いま一度、私もそのときの実態というものを勉強させていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、平成17年度からいわゆる黒字基調というか、少し行財政という形の改革のもとにおいて好転をしてきたという、今その時でございます。もう少し長い目で見ていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） やはり事実をきちんと把握された上で必要な手だてをとる。今市長がおっしゃられたのは、私は恐らく当時の職員の皆さんからの説明だけを聞いて、実態をまだ十分調べずにお答えになったことだと思いますので、ぜひそれはお願いしたいと思いません。

同時に、本当に財政問題、予算というのは一般の市民の皆さんにわかりにくい問題であります。かねがね私は新市長になってからも申し上げたこともございますし、ほとんど予算議会や決算議会のたびに申し上げてきたことでございますが、弥富市の予算書だとか説明書というのは非常にわかりにくいものになっております。例えばここに県の17年度の関係を調べるために、県の予算書から決算書というものを全部一そろいそろえて持ってきましたが、例えば県民税の項でいいますと、均等割の納税者が平成17年度の方で32万1,000人いると。均等割の1,000円を負担する方が18万7,000人、均等割だけの人ですね。それから均等割と所得割を負担する方が254万7,000人。それから、税制が変わって5,500円という方が47万6,000人というふうに、全部その根拠を具体的に入りも出も説明してあります。弥富市の予算書を見て中身がわかる人はほとんどいないと思うんですね。私が古い職員に聞いても、私たちが入ったころからそういえば全然変わっておらんあつと。今、こういう予算書というのは、本当に住民と一緒に行政を進めるという一番のベースになっておることです。ぜひ、予算書、決算書を、県や尾張8市のところでもいろんな工夫がされておりますので、一式そろえていただいて、私も勉強できる、行政の担当者も勉強できる、図書館にもできたら置いていただくという形で市民の皆さんも見ただけ、ぜひそういう状態にさせていただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

予算の説明資料、あるいは主要施策の実績報告書につきましては、私もそういった形の中

で必ずしも全員が理解できるというような状況にないということはわかっておりますので、今後は検討してまいりまして、改善をしていきたいというふうに思っております。

また、職員の方におきまして、来年の予算づくりがまたこの秋から始まるわけでございますけれども、この経験を生かして新たなそういった説明資料を検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 国や行政改革という場合に、国や県の制度をよく研究して活用する、それから今市長も大分御尽力されておるようでございますが、公正な競争入札などにより予算の無駄遣いを省いて住民福祉の財源を確保すること、これが私は本当の行政改革だと思っておりますが、先日、特に財政問題でしたので会計課の方に、蟹江町の平成13年から17年の決算説明書の中に耐震事業が一番多いわけでありまして、役場の庁舎だとか、消防庁舎だとか、学校だとか、中央公民館だとか、こういうところ、要するに国の補助制度と起債にのせた制度の5年間の一覧表を、事業費が幾らで、国の補助金が幾らで、それから地方債が幾らで一般財源が幾らかという、5年間で耐震関係の改修と、それに関連すると思われるものが17件あります。ほとんど一般財源を使わずに、国の補助金と起債が相当の割合を占めて、ずうっと5年間やってきておるんですね。弥富の場合は、早くから市民の要求もあって、耐震対策をとということであれしたんですが、公共施設の制度は全くおくれておりまして、こういうものもよく研究していただいて、一般財源を使わずに、補助金やそういうものでかなり賄えるなら、一日も早くこれはやるべきだと思いますので、そういう研究もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 耐震事業におきましては、私どもとしては小学校、中学校、保育園といったところが最優先課題だろうという形で今現在取り組んでおるところでございます。また、中学校等におきまして、平成22年までを一つの期間としてやっていきたい。できれば少しでも早く前倒しができるような形でやっていきたいと考えております。それと同時に、この市庁舎におきまして、耐震ということについては非常に危険視されております。そういったことに関してもよく検討してまいらなきゃいけないと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 市町村ごとにいろいろいいところもあるし、これはというところもあると思うんですが、お互いにいいところはどんどん勉強させてもらって、本当に市民のために使える役場に、そういうことを通じてしていただきたいと思います。

それから、特に今回税金がふえている大きな原因というのは庶民増税ですね。定率減税の廃止だとか、お年寄りに対する増税だとか、こういうことによって、住民税の通知が行く



と、また市役所に問い合わせが殺到すると思うんですが、ことしだけでも庶民増税、住民税と所得税で1兆7,000億円取っておいて、株を売ったり買ったり、配当でもうけておる人たちに1兆円減税するとか、それからトヨタ自動車のような本当に史上最高の利益を上げている大企業しかほとんど利用できないような減価償却費の上乗せで7,000億円、だから皆さんが払った分は全部減税に回す。ただ、それで市の財政というのは税源移譲とあわせてふえてきておるわけでありましたが、非常に無理なことを今回されたんですよね。例えば年金暮らしの人ですと、ついせんだってまでは266万円までは税金がかからなかったのが、148万円で税金がかかるようになりますよね。それから給料ですと、ひとり暮らしのお年寄りの場合、204万4,000円までは税金がかからなかったのが、93万円を超えると税金がかかるようになりました。生活保護の人よりも低い収入に税金がかかる。そうすると介護保険料は、この93万の収入しかない人は課税ですから125%負担をしなきゃいかんとか、あるいはサービスを受けようと思うと、もう食事代や部屋代の減額措置なんか一切受けられない。ただ、制度の中には、そういう生活保護基準に入るような人たちについては県や市町村が応援しないかんよという決めるわけですが、そういう形で本当にもう無理に無理を重ねて、もう乾いたタオルをしぼるような、こういう負担が庶民に覆いかぶさっています。もう一方で、国の法律で住民税や国民健康保険税、介護保険税にしても、そういう問題のある人たちに対しては市町村の責任で減額や免除をしなきゃならないということが定められてあります。

それで、この間、議論してきましたから、きょうは詳しいことは申し上げませんが、やはり最低生活に税金をかけないという日本の法律の定めに従って、実効性のある税金や利用料の減額や免除の制度を早急に皆さんが利用しやすい、わかりやすいものとしてつくっていただくとか、それから今コムスンのことで大きな問題になっておりますが、何か民営化をすれば事が解決するような、そういうふうに言われておりますが、今の福祉の制度で民営化して簡単に事が運ぶような、とりわけ収入の低い人たちはもう全くそのサービスから締め出される危険がありますが、こういう中で本当に税金なんかを取り立て会社に委託するとかいうこともはやっておりますが、行政改革というのを履き違いで、実際に住民のプライバシーが守れなかったり、庶民が困るような方向じゃなくて、市町村に定められた責任を果たしていく。さっきも申し上げましたように、税収というのは弥富市の場合かなりふえています、その基本は住民税なんですね。それは、今言ったような低い人たちまでかかるようになったことと、それから定率減税が廃止になったことによって起こっておりますので、ぜひそのことも考慮に入れまして、もともとありましたが、なかなか減額や免除の制度が有効に機能してなかったんですが、いよいよそれをやらなかったら生きていけないという状態が目の前に突きつけられおりますので、それに対応するものとして、ぜひ今進めている制度改革を急いでいただきたいと思いますが、御見解をお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

確かに、ここ最近のニュースを聞きますと、住民税が値上がりしたということで一方的に言われるわけですが、この裏腹といたしましては、さまざまな三位一体の税源移譲という形の中で取り決められておりますように、この1月からは所得税が低減されておるわけですが、このこともあわせて考えていただきたいというふうに思います。

また、私ども弥富市におきましては、200万円以下の所得の方が全体の12.5%でございます。全体の金額にいたしますと7.3%という方で、非常に全体の構成比としても大きいわけでございます。すべての人に無税ということはできませんが、減免規定の中で考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） この問題の最後に、やっぱり本当に今大きないろんな曲がり角に来ておりまして、あるいは市長も新たに就任されて御苦労されておる。本当に日夜を分かたぬ御苦労をされているというふうに思って、健康は大丈夫かなあという心配もしておりますが、職員も同じ状態に今置かれていますよね。先日も市長は改善するというふうにお約束されましたが、弥富市の職員の給料は「プレジデント」のことしの5月14日付によりますと、日本じゅうの市のびりから16番目の給料だということで、これは総務省が発表したものをプレジデントがより実態に近い形で掲載をして全国に公表したものでありますが、ぜひ前回の改善するというお約束を一日も早く果たされることとあわせて、弥富市は職員が多い多いというふうに言われますが、保育士さんとか施設の職員はおりますが、本庁の職員はこれだけどんどんどんどん制度が毎年のように変わっていく中で、もうそれに追いつくことができんぐらい大変な状態。福祉なんかだと、海南病院の職員さんたちに随分助けてもらって、またそれがあるから弥富の福祉はある程度維持ができておるんですが、やっぱり必要な職員をきちんと確保することと、処遇をあれして、最近だと11時過ぎても役場に残って仕事をするような事態がありますが、こういう無理なことをさせないようにして、職員の人たちが安心して働ける市役所にぜひしてほしいと思います。

特にさっきお尋ねしましたように、これだけの規模で、しかも合併をやる時期に収入役を廃止して、助役が収入役を兼務するようなことで、うちの財政を全体としてきちんと市役所の方針として統一して掌握していく、それから市民にもわかるように説明していくという上では、私は大変この間、ゆがみが出ておると思っていますので、やはり無理なことをすると必ず後で反動が出ますので、そういう点では十分職員の皆さんが安心できるようにすることも市長の本当に今大切な仕事の一つだと思いますので、そういう御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私は、就任させていただいて以来、この2ヵ月間ですべての職員と面談をさせていただきました。総数350数名でございます。そして、それぞれ職員の持っている気持ち、あるいは私が伝えたい気持ちということを相互に話し合いをさせていただきました。そして、各課における事務事業についても的確に把握したつもりでございます。今後は、適正人員等も含めまして職員等の管理に努めてまいりたいというふうに思っております。なお、職員の皆さんに対しては、より研修機会を高めていって、いわゆる行政能力を高めていく、住民サービスがしっかりとできるような職員を育てていく、そういう環境づくりをしていきたいというふうに思っております。

また、職員の給料等におきましても御心配をいただいておりますが、先日も新聞紙上等で発表しているとおりでございます。非常にラスパイレス指数が低うございます。こういったこともあわせて今後の環境を整備していく課題であるというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） それでは、もう時間があまりなくなりましたので、次の質問に移ります。

介護保険料を今期は取り過ぎているので、ぜひ是正をしてほしいということについてお尋ねしたいと思います。

3年ごとに利用する額の一定割合を負担するという仕組みに今期決めましたが、私たちは決めるときに、国の制度の改悪によって利用が非常に切り縮められるということで、そんなに上がらないのではないかという議論をさせていただきましたが、結果はそのとおりになりまして、18年度の最終見通しは6,700万円ほど、この年度で黒字になると。この黒字になる分は、全部皆さんの保険料が余るということですよ。しかも、さらにだんだん新しい制度に移行する中で負担は減ってきておりまして、例えば18年5月の支払い、要するにことしの会計年度の一番最初の支払いですが、介護保険の加入者1人当たり、7,572人おりましたが、1万6,064円であったものが、19年度5月の支払いは7,961人になって、1人当たり1万4,898円となっております。これから見ますと、次の19年度はさらにお金が余る可能性があります。もともとお年寄りですから、どんどん亡くなっていく方がありますから、その年度の分を皆さんが負担すればいいわけですから、以前もそういうことがあって値下げをしたことがあります。それは期が変わるときでしたが、今回は途中ですよ。これほど余ったら、途中で社会保険事務所に行って、年金から引くのをやめるとか、そういうことはなかなか難しいようでございますので、やるとしたら市が一定の基準を決めて還元をするとか、そうい

う方法しかないと思いますが、一つはそういう方法。

もう一つは、本当に条件の悪い人たちに対する利用料や保険料の減額や免除。これは知れていますね、やったところで。

だから、その二つの方法で、どんどん亡くなっていく人たちからこんな形で取るというのは道理に合わないと思いますので、途中で改善したところも出てきているようでございますので、改善の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） まず、第1点目の保険料の引き下げを行ってほしいという話でございます。

保険料につきましては、現在、第3期の介護保険事業計画の中で動いておるわけですが、極端に変わった場合については事業計画の変更をさせていただくということでございます。しかしながら、この4月に十四山に長寿の里がオープンいたしまして、さらなる介護給付が見込まれるということがまず想定されております。結論的には、第4次計画策定時におきまして給付費とか基金をよく精査して、保険料に反映していきたいというふうに思っておるわけですが、その長寿の里について申し上げさせていただきますと、ちょうど18年に弥富町と十四山村が合併いたしまして今の介護保険事業計画があるわけですが、長寿の里に関しましては弥富町の中ではどうも算定がされていないということと、現実に4月、5月、それぞれ約20名の方が利用されておると。これにつきましては、約500万強、毎月支出が見込まれるということになっております。これから計算しますと、これから24ヵ月、約1億3,200万の支出があるというふうにまず想定をしております。実際に、これに係る1号被保険者が負担していただく保険料というのは約19%ですから、2,500万円というふうに考えております。

18年度の決算予定でございますが、まだこれは確定ではございませんけれども、約7,000万強の収支残があるというふうに見込んでおります。このうち、約5,100万については支払準備基金の方へ積み立てをいたしました。それと、約2,300万ほどが特別会計で繰り越しを予定するだろうというふうに思っておりますが、現実には、全体の収支の中に19年度において返還金をしなきいかんという金が約4,000万ほどございます。こういったことから、約7,400万強の収支残があるように見えますが、返還で約4,000万、それから長寿の里がふえたことによる保険料が約2,500万程度予測するということになると、実際には900万程度の余裕しかないというふうに思っておりますので、こういったことも踏まえて、先ほど申しましたように、第4期の計画策定時におきまして給付費、基金等をよく精査した上で保険料に反映させていただくと。大きく残るようなことはさせないような計画を組みたいというふうに思っております。

それと、保険料・利用料の減免につきましてですが、条例とか規則には規定しております。しかしながら、高齢者の方は税制改正、老年者控除の廃止、それから年金控除の縮減とか非課税措置の廃止といったことで大変生活が厳しい状況になっていることは十分わかっておりますので、対象者の方へ広報などを通じて周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひそのように十分調べて、無理のないような方法で対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今月19日に、名古屋港の弥富ふ頭にアメリカのミサイル駆逐艦ポールハミルトン号が入港いたしました。市に問い合わせをしたところ、一切入港するなどの連絡はなかったそうです。入港の目的は親善訪問であります。名港管理組合が管理しておるとはいえ、実際にあそこの防災だとか救急医療だとか、そういうものは全部飛鳥村と弥富市が共同でやっております。この地元の市に一言の連絡もなしにやる。四日市港なんかは、入港3週間前に地域の皆さんに周知をするという仕組みになっておるそうでございますし、今、四日市港は、入港が予定されている場合には核兵器を装備してないかどうかを外務省に照会すると、こういうふうになっている。アメリカは、アメリカの艦船や飛行機の核兵器の装備については一切秘密だから、あるともないとも言えないと言っています。神戸港は、非核平和宣言をしたまちとして、非核証明書を出さなければ入港させないということを決めて以来、一度もアメリカの軍艦は入港してないんですね。ポールハミルトン号というのは、実際に中東でミサイルを発射したり、核兵器装備可能な戦艦で、しかも前の旗艦が入ったときは金城ふ頭でしたが、金城ふ頭は浅いために、喫水を上げるために水なんか全部捨てて入ったそうですが、弥富ふ頭や飛鳥ふ頭はそういう軍艦が何もせずに全部入ってこられるという場所で、今後、目的も明らかにせずに、あるいは地元への連絡もせずに来るというやり方は非礼であります。同時に、核兵器を装備する可能性のある艦船が入るということは、やはり非核平和宣言をしたまちとしては非常に残念なことでありますから、ぜひ今後そういうことのないように、市としても名港管理組合にもきちんと申し入れをして、四日市港や神戸港のような手だてがとれれば、ぜひとっていただくようお願いをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

ポールハミルトンの問題につきましては、先ほど三宮議員の御報告どおりでございます。ちょっと私どもの方には連絡がなかったということでございます。弥富市といたしましては平和都市宣言をしておりますので、人類の共通の願いでございます恒久平和に向けてこれが

らも努力してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） ここで、1時30分まで休憩といたします。1時30分より会議に入りますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じ、会議を再開します。

次に大原功議員、お願いします。

29番（大原 功君） では、質問内容についてお伺いいたします。

質問内容につきましては、副市長、教育長初め各部課長の所管に当たるところもありますが、私は少し耳が遠いので、服部彰文市長はいろんな場所でごあいさつを聞いておりますが、私にとっては聞こえやすく、また、人それぞれありますが、こういうふうでありますのでよろしくお願いをいたします。

また、市長がクリアしてないところについては各方で結構でございますから、そういうふうに進めさせていただきたいと思っております。

市民税について。

東京都では、石原知事が都民の所得300万以下の方の都税については非課税にするというふうに言われております。東京都の場合は約60万人で、金額は約50億というふうに聞いております。弥富市も低所得者、所得300万以下の方を非課税にしてあげたらどうかと思いますが、この点について。

それから、市民税の滞納について。

平成18年度は市民税が3億1,500万と国保税が3億500万円、合わせて6億2,000万ありますが、市長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

一般競争入札についてお伺いいたします。

弥富市の指名競争入札の取扱基準においては、業者選定要領に物品購入50万を超えるものは3社以上、100万を超えるものは4社以上と明記されておりますが、この点についてもお伺いをいたします。

新市のまちづくりについてお伺いいたします。

弥富市は、昨年、十四山さんと合併をしていただきました。合併後、弥富市の行政が他町村から見てすばらしいまちと言われるためにどのようなまちづくりを考えておみえでしょうか。市街化区域を大きくし、多くの方が弥富市に住みたい、住まわせていただきたいという考え方があられるでしょうか。

勤労者について。

弥富市の昼間の勤労者はおよそ何人ぐらいで、夜間の勤労者はどれくらいでしょうか。また、弥富市の住民の方はどれくらいでありますか、お伺いしたいと思っております。

資産について。

弥富市の総資産についてはどのくらいの資産がありますか。市民につきましてもどのくらいの資産があると思いますか、よろしく願いをいたします。

健康診断について。

国民健康保険給付費約26億円、老人保健医療費約26億円、合わせて約52億円ありますが、国民健康保険加入者については、早く健康診断を受けていただくことによって医療費が少なくなると思いますので、加入者全員について無料診断をしたらいかがでしょうか。

流域下水について。

流域下水工事は、幹線道路は国・県がおおむね負担をしますが、支線については市税による負担となります。マンション・アパート密集地帯の住宅には下水道工事が少なく済むと思っております。下水道の料金を2部制にしたらどうかと思いますが、この辺についてもお伺いいたします。また、宅地内に柵を設置した場合、基本料金はとられますか。

桜小学校の件についてお伺いいたします。

桜小学校の学区別区域を区長と市側が打ち合わせをされたと聞いておりますが、区域の打ち合わせはどのようになったのでしょうか。

以上9件ありますので、わかっているところだけで結構です。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） いろいろ御教示いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に市民税の問題につきましてお話しさせていただきます。

弥富市も低所得者の方に対して無税にしてはどうかということでございますが、平成19年度の総所得金額で200万円以下の方は弥富市全体で2,776名お見えになります。うち年金受給者の方が1,838人ございまして、この方々の住民税の課税を免除した場合、弥富市税への影響額を少しお話しさせていただきたいと思っております。

市民税の均等割で約833万円、あるいは所得割という形の中では税率が6%で計算した場合、1億7,400万円ございまして、合計で1億8,233万円になります。弥富市といたしまして、納税義務者数は全体で2万2,121名お見えになるわけでございますが、個人の市民税の総額が約25億でございます。総所得金額200万円以下の方の課税を免除した場合、納税義務者全体の12.5%に当たるわけでございます。また、金額にいたしましても7.3%という形で、非常に大きな金額でございます。この金額は市政に対しても非常に大きな影響がございますため、現状では減免規定という形の中で対応してまいりたい。無税ということには少し考え

ておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

また、議員は東京都の例をお出しになっているわけですが、ますます日本の中で一極集中が進む、あるいは日本の中の東京ということだけでなく、世界の中の東京というような、東京に対しては位置づけがあるということで、どれくらいの税収が東京都にあるんだろうということをおまじょと調べてみました。

2006年の数字でございますけれども、法人税が何と4兆1,300億ということで、日本全体の42%の法人税が実は東京に集まっているというような現状でございます。また、所得税においても5兆1,600億という形で、全体の33.5%が東京に集中しているわけでございます。そのほか消費税等におきましても2兆7,000億という金額でございます。これが34%ということで、まさに一極集中が東京にあるわけでございます。そして、法人税等の本社機能というのが東京以外のところではほとんど少ないわけでございます。まさに企業収益に対する法人税は東京に集中しているということでございますので、なかなか私ども弥富市とこれは比較することができないんじゃないかなあというふうに思っております。最近、菅総務大臣がおっしゃっているように、ふるさと納税ということをおまじょとしてはお願いをしていきたいというような立場でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

続きまして、市民税の滞納につきましてのお問い合わせでございますが、議員は非常に数字をよく調べておみえになりまして、こういったことに対しても、私どもは先生たちと一緒に検討していかなくやいかん、課題をクリアしていかなくやいかんわけでございますが、平成18年度末の市税の滞納額は、私ども弥富市といたしましては累計で3億3,200万円でございます。市税の滞納額の内容といたしましては、個人市民税が約1億6,800万円、そして法人の市民税が約400万円、固定資産税の方が1億5,600万円でございます。そのほか軽自動車税というものが400万円でありまして、国民健康保険が3億5,000万ほどでございますので、合わせますと6億8,500万円というのが私ども弥富市における税金の滞納額になるわけでございます。昨年、平成18年度1年でも国保を除いた滞納額が約8,000万ほどあります。こういった形の中で、この滞納は非常に大きいウエートになってきておりますので、督促状であるとか催促状の送付、あるいは徴収に対しては自宅訪問、あるいは休日等におきましては税務課以外の職員の協力を得て一斉滞納整理をしているという状況でございます。それ以外の方法といたしましても、国民健康保険等の連携によって収納率をアップする、あるいは電話などによって納付を呼びかけるというようなことに努めておりますが、なかなか私たちの気持ちを理解していただけないということもございまして。

こういった形で、滞納問題につきましては、実はどこの自治体も大変困惑してみえるという状況でございます。私ども弥富市は全体に納付率が98.6%、約1.4%の方が滞納されているという状況でございます。



愛知県は35市ございます。あるいは、東海4県として95市ございます。それぞれの市長会議の中で、この春、会議が催されておるわけでございますが、その決議といたしまして、民間委託による徴収を国に働きかけていこうじゃないかということが実は決議されておるわけでございます。こういった形の中で滞納を少しでも回収していくということが私どもの自治体としても大変重要なことでございますので、いずれにいたしましても、国民としての責任である納税義務をさらにお願ひ申し上げていくという状況でございます。

それから、一般競争入札につきましての御質問でございます。

入札のあり方につきましては、議員の御指摘のとおりでございます。私どもが物品を購入する際には、地方自治法施行令の中の167条の第1項第1号により、50万円以上は入札によって行うことと規定されております。弥富市におきましては、50万円以上は3業者以上、100万円以上は4業者以上による入札という形で決定をしております。なお、特殊なものにつきましては、1社による随意契約をしておることもございます。また、購入する物品によりましては、業者数の多い業種、あるいは少ない業種さまざまな状況ではございますが、地元業者と一緒に成長していくという気持ちもございまして、適当な業者数ではないかというふうを考えております。

しかしながら、私どもも一般競争入札につきましては少し考え方を改めていかなきゃいかんというふうに思っておるわけでございます。私のこの3月の施政方針の中でも入札方法を改善していくということを申し上げておるわけでございますが、一般競争入札の拡大及び入札制度そのものに伴う改革を、一つの要領でございますけれども改正してまいりたいというふうに思っております。大きな項目は4点ほどございます。一般競争入札については、今まで5億円以上という形で建築一式工事が決められておったわけでございますが、余りにもこのバーは高いだろうということで、土木一式工事の設計金額は8,000万円以上、そして建築一式工事の設計規約は1億5,000万以上にしていこうというふうに考えております。そのほかの工事、塗装工事であるとか電気通信工事、あるいは水道工事等におきましては1億円以上を対象として、一般競争入札の拡大を考えていきたいというふうに思っております。

それから、一般競争入札を実施いたしますと、どうしても価格競争というが起り得るわけでございますが、私どもとしては、大事な税金を使わせていただいて、しっかりとした工事をしていただきたい、いわゆる市の財産という形で残していただきたいという気持ちもございます。そういった形の中で、価格競争による公共工事の原価割れによる品質低下を防いでいかなきゃいかんという項目を考えていきたいというふうに思っております。

それから、公共工事の入札における工事の内訳書に関する事務取扱要領を変更していきたいということも今考えております。現在、指名競争入札通知により工事の内訳書の提出をさせていただいておりますが、提出内容及びその事務処理も各課まちまちでございます。この辺

のところを改善していきたいというふうに思っておるわけでございます。改善案といたしましては、入札書の記載金額と工事費の内訳書の金額を一致させるような義務づけ、そして金額の不一致、または工事費の内訳書の提出をしない業者、この方については無効とするというようなことも今後考えていきたいというふうに思っております。

最後の項目といたしましては、総合評価競争入札要領を決めていきたい。いわゆる一般競争入札の拡大による不良・不適格業者の参入を防止し、またはその排除を目的として、こういった総合評価競争入札というものを考えていきたいというふうに思っております。また、一部指名競争入札におきましても、いわゆるプロポーザル方式、その事業者が持っている事業内容をきちっとプレゼンテーションしていただくといった形の中で総合評価をして決定をしていくということを考えております。いずれにいたしましても、一般競争入札という枠を少し引き下げながら、しっかりとしたまちづくりをしていきたいというふうに思っております。この入札制度におきましては、近日中に開始していきたいということを考えておりますので、あわせて申し上げておきます。

続きまして、議員の新市のまちづくりについてという形で、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

私どものまちづくりということが、昨年十四山と合併いたしまして、現在いろんな形で総合計画の中へ反映していこうと模索中でございます。さきの議会でも答弁しておりますが、市街化区域の問題であるとか、あるいは調整区域の問題といったようなことをしっかり考えていかなきゃいかんと考えるわけでございます。しかしながら、市街化区域の問題におきましては、まだまだ低未利用地、いわゆる利用されてない用地が点在するということで、むやみに市街化区域を拡大するには困難な状況であるということは皆さんも御承知のとおりでございます。新市の基本計画の土地利用構想を尊重し、市と市民の皆様方の協働で都市の将来像を総合計画、あるいは都市計画マスタープランという形の中で反映をさせていきたいと考えております。

その具体的な都市計画マスタープランでございますが、市街化区域に対する考え方は三つほど持っております。一つは、人口の集中地区、あるいは区画整理等の隣接地といったところをしっかりと開発していかなきゃいかんだろうと思っております。二つ目は、飛び地の市街地の市街化区域の設定でございます。20ヘクタール以上、あるいは50ヘクタール以上という形の中で計画的な開発を進めていきたいという考え方を持っております。もう一つは、大規模開発行為、いわゆる都市計画法に基づく34条第10号の問題でございますけれども、こういった中で大規模開発行為という形を考えていきたい。これは一つの単位が5ヘクタール以上と定められておりますので、こういったようなことが弥富市の絵の中で書いていけんかということも今後しっかりと考えていきたいということでございます。

続いて、勤労者についての御質問でございます。

平成17年10月1日現在で実施された国勢調査の結果でお答えさせていただきます。

弥富市に常駐される15歳以上の就業者は2万2,353名でございます。このうち市内でお仕事してみえる人は8,975名で、約40.2%でございます。そして、ほかの市町村へ従事される方は1万3,378名で、59.8%が弥富市から外へ向かって仕事をされるという状況でございます。また、ほかの市町村から弥富に見えて従業される方は1万960名でございます。常駐者の数から他市町村の従業者数といった形で加算減していきますと1万9,935名となり、弥富市としては従業者の数が夜間より昼間の方が2,418名少ない状況となります。そういうような状況で、現在、弥富市としては仕事をしていただいているということでございます。このことから、弥富市で市外へ働きに出る人が多いことがわかります。そうした形の中で、昼間の市内の従業者のうち約55%の人が他町村へ行ってみえる。市民が約45%という状況になっておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、資産についてのお問い合わせでございます。

弥富市の総資産でございますが、これを掌握するデータというのはなかなか難しいわけでございますが、弥富市の総資産の総額についてのデータを土地、建物、有価証券等でお話をさせていただきます。土地は80万4,815平米でございます。約24万坪を所有しております。建物は13万6,562平米でございます。株券等の有価証券は2,630万円でございます。それから、出資による権利、方々のところへいろんな形で出資をさせていただいておりますが、その金額は1,734万3,000円でございます。それから、私どもが所有している基金でございますが、全体のトータル的な基金といたしましては46億7,329万8,000円でございます。これは平成19年度3月31日現在でございます。そのほか、地方債が当然あるわけでございます。地方債の金額は123億6,415万8,000円という形で、地方債が膨らんできているという現実がございます。この地方債でございますが、よく孫子の代まで残すなよということをおっしゃるわけでございますが、短期・長期の返済の枠組みの中でしっかりとした財政計画をしていかなきゃいかんというふうに思っておるわけでございます。

それから、市民の総資産につきまいての御質問でございますが、これは市民一人一人が資産公開をしていただかないと掌握できません。御理解を賜りたいと思いますので、お願いいたします。

続きまして、健康診断という形の中で御質問でございますので、お答えさせていただきます。

健康推進課で実施している基本健診事業というのは、平成20年度から国民健康保険が実施する特定健診事業に制度が変わります。これは、今までの基本健診では病気が発見されるが、その後の指導があまり行われていなかったということによって、生活習慣病及びその予備軍

が増加し、生活習慣病医療費がふえてきた反省を踏まえ、これらに該当する方々の把握と積極的な生活改善をするため啓発・指導を行っていくものでございます。国からは、この特定健診事業の指針といたしまして平成24年までの目標数値が示されております。より多くの方々に特定健診を受けていただきたい。市の指導も受けていただくことで、一人一人が生活習慣病及びその予備軍ではなく、健康な体をつくっていただきたいという考えがございます。

御質問の健康診断の無料診断についてでございますが、やはりこのところは受益者負担という考えもございますので、無料というわけには今のところ考えておりません。できるだけ安い負担になるよう考慮していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

流域下水についての御質問でございますが、大きな枠組みを御説明させていただきます。

議員御指摘のとおりでございますけれども、下水道工事につきましては、平成22年度当初の第1期供用開始に向けて、今、平島地区、鎌島地区及び操出の一部地区が平成22年度の供用開始に向けて工事をしているわけでございます。市民の皆様にご協力いただき、順次整備を進めてまいります。

御質問の下水道使用料につきましては、排水施設を設置し、下水道への接続が完了して使用を開始いたしますと、使用者の方から流す汚水の量に応じて使用料を徴収させていただいております。下水道事業における必要な費用の財源でございますので、御理解を賜りたい。また、使用料とは別に受益者負担、いわゆる分担金という制度がございます。受益者の方に下水道事業の一部として御負担をいただく必要がございます。これら使用料と受益者負担金額等につきましては、現在、料金の策定作業に取りかかっているところでございまして、近隣の市町村等の動向も見きわめながら検討してまいります。よろしくお願いを申し上げます。

最後に、桜小学校の件についてのお問い合わせでございます。

先月、私どもは学校整備検討協議会を開催し、桜小学校のマンモス化解消について御協議をいただきました。案といたしましては、2点提示をさせていただいております。1点目は、東平島地区を十四山西部小学校区に学区変更する案、2点目は、平島地区を第2桜小学校とする分離校の案でございます。次回の検討協議会は7月に開催をする予定でございます。またそのときに各委員の皆様にご意見をいただき、原案を作成して、議会の方へ御検討いただきたく、いい方法を決めていきたい、また御協議いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 新市のまちづくりについてはこれからやっていかれると思うんですけども、私にどうも国が合わせたような法律で、立地促進法というのがきょうからできました。土地の利用価値を、もっと町村で活躍をして、そしてその中に多くの人に住んでい

ただいたり、あるいは事業からお金をいただくという法律がきょうからできました。

それから入札については、冬柴さん、今の国土交通大臣が先ほど言われました。今年度については1億、来年度に国がやる事業については6,000万というふうで競争入札をさせるということを先ほど私は聞きました。こういうふうでありますので、その辺についても市長の考えを再度お伺いいたします。

国民健康保険については約53億近くの金がかかるわけなんだ。でも、四、五年、一遍無料診断をやってあげて、そしてその中で本当に53億かかるのか、かからんのかということは、私も事業をやっておりますけれども、大体情報、企画というのが普通であって、先に情報をいただいたんだけど、市の方は企画情報課長があるので、もうこの点についてはよくわかってみえると思うんだわね。そういうふうに私は判断するわけだけれども、この辺についてもどうかなあと思います。約2万人近くの方に例えば無料診断をやってあげても3億近くなんだ。そう大した金じゃありません。先ほど言われた市の資産を持っておればそう大した金じゃないから、この地域に住んでいただいて、健康であれば長生きしていただいたり、そうなれば、その家族自体も一生懸命健康で働いていただける。そうなれば自然に税収が入ってくると思います。豊田佐吉が湖西市で生まれて、トヨタは今、日本一なんです。この豊田佐吉も本当の田舎のところから生まれてきて、今世界一のトヨタになったわけなんです。だから、弥富の方でもこれから、昨年オランダなんかと提携を結んだ中で、オランダは四国ぐらいの小さな国ですね。そういう中でノーベル賞を受けられた方が18人も見えると聞いております。弥富市も、健康であればそういう方がどんどんどんどんふえてくると私は期待をしております。

私どもも社会保険をかけておると、95万5,000以上だと年間に対して55万4,400円払うわけね。これは本人負担です。私は会社だから、この倍を払わないかんわけね。その辺のところは市長も、職員の方も社会保険だからよくわかってみえると思います。この辺についてもどうかなあと考えております。

それから流域下水については、例えば大きな団地がありますね。弥富でもかおるヶ丘や富ヶ丘、いろんなところがあります。それから鉄工団地も。1カ所で集中して浄化槽があるわけね。個々にないと思っております。それから、アパート・マンションでもそう。普通は、個々の1カ所に宅地内1メートル以内に公共枴をつけるとなっています。だから、先にそれぞれ経営した人やら、それぞれのアパート・マンション、それから今の団地なんかの人は、もう下水を自分たちの建て売りの中で買ったところとか、いろんなことがあります。その工事の中に入っちゃってある。1カ所つければ、それだけの経費は助かります。そういうふうだから、それをすることによって早く下水がクリアできたりすることによって、大きな収益になるんじゃないかと思っています。

また、平島町については今かなりやっていたいておりますけれども、市長は明治大学を

出てみえて政治に明るい方だから、私は感謝しております。やっぱり第三セクターでやって、民間から出資をして、その中で銀行に預けておる利息よりも利がよくなれば、その方が団地なら、例えば平島なんかだと今2,300件ぐらいありますけれども、区画整理も市長のおかげでどんどん進んでおります。日光線も今に平和通まできちっとというぐらいになっておりますので、こういうのも含めてやっていただければ、かなりの方の加入を一遍でできます。これも条例で流域下水につながないかんということはまだ決まっておらんと思いますけれども、後からつながないという人も出てくるかもわかりません。それによって、賃貸マンションやら賃貸アパートなんかは賃貸料が高くなるから大家さんも困るということで、そういうのも避けられるようになったら、だんだんだんだん入らんようになってしまうと思います。となると、今、弥富市の流域下水は、3メートルぐらい掘るところだと大体4万円ぐらいです、1メートル。だけど、これがもっと深い、5メートル、6メートルになってくると、メートル当たり20万から30万ぐらいかかる予定です。そうすると、弥富市だけの流域下水が恐らく、私の概算で、市長はどうかわかりませんが、大体350億から400億ぐらいかかるんじゃないかなあというふうに私は思っております。そういうことも含めて、こういうこともどうかなあと思います。

それから、一般競争入札については、名古屋市が地下鉄工事で中間業者3社の安値という落札がありました。価格については予定価格の53%から62%というふうで、名古屋市で今回の入札がありました。談合防止ということで1社単独ということで、参加された業者は30社ありました。大半が1社単独であり、また共同企業体では3組で、1組が2社というふうで落札をされました。

平成11年のときでは、この業者が入っておるということを知っておりますけれども、95%で落札をしている。それから平成17年、昨年については60%ぐらいで落としていた。今回、この業者が30%ぐらい下げてこの入札をされておるというふうだから、例えば弥富市が20億の公共事業をやったら、約6億という金が大体浮いてくるということになります。そういう金が浮けば、当然そこに、先ほど言ったように健康保険の無料化やら、それから低所得者の方が元気になったらまたいただければいいんだから、元気になるまで市長がサポートしてあげるといふことも大事じゃないかと思っております。

瀬戸市では、市が発注する公共入札については総合評価方式で、価格、技術力、評価、そしてそれを総合方式として一般入札をさせるということでもあります。また、それぞれの企業が努力しながら、弥富市でもU字溝やらいろんなことがあります。できたら、1,000メートルを3,000万でやるんじゃなくて、1人の業者が受けるんじゃなくて、そこを三つぐらいに分割して多くの方にやらせてあげるとか、市でも保守点検もよくあります。クーラーやいろんなものがあります。こういうのもやれる方がよくあると思います、弥富市でも。ただ、

やれんというふうに決めつけてしまっておるから、その人が一步步こうと思っても橋がないから歩けんわけなんだ。だから、その橋をかけてあげて、少しでもやらせる。それによってどんどんどんどんふえていく。だから、大きな230億近くの予算を組まれてやっておるんだから、そこは分割しながら多くの方にやっていただく。

今、この東海3県では85件ぐらいの零細企業がつぶれたというふうに聞いております。中部圏の9県の間では40%近い方が、今の会社がもうちょっとえらいわという方も聞いておりますし、また新聞でも市長もお読みになっておると聞いております。

それから学校ですけれども、桜小学校については、学校の予算は議会で審議したり、予算の組み立てをしたりして可決したりするわけだ。提案者は市長ですよ。例えば平島地区なんかだと、いわゆる福祉の問題、それから公民館の地縁団体がやっておるやつも何年かやらないかんわけ。それを分けてしまうと、結局だれがどこで払うかと。東の方と、もっと西の方に入ってきておる人もあります。そういう方なんかは、毎月1万円なり、5,000円なりを払っていくやつが分断しちゃうわけ。そういうこともあるし、それから生徒にケアをするということが大事なことなんだ。よく教育長や教育課長が言ってみえるし、市長も言ってみえます。これは、その子供さんを分けてしまうと、こっちへ帰ってきたときに子供さん自体が遊ばないようになっちゃう。

こういうのは前にも私は保育園でも言いました。平島だけでは今6,800人近くの方が住んでいただいております。ここの中の方が結局、平島のひので、それから桜保育所へは入れないから南部保育所へ行ったりしております。これは副市長がよく御存じであるので、そういうのも含めてやっていただきたいということと、それからやっぱり自治区の問題でありますので、自治区の中では四方議員と私は自治区の顧問をやっております。いろんな相談を受けます。そうすると、いろんなところで市長のごあいさつも聞いております。先月、福寿会連合会で研修旅行に行かせていただきました。約590人が行きました。そのときの市長のあいさつについて、私は胸にごくんとききました。590人だからごくんじゃないですよ。それはさすがの市長。だれ一人隔てのない行政をし、そしてその中で福祉を怠らないということを知っていて、私も65になって、わあ、これだけの市長がもっと何で早く生まれなかったかなあとということで、議員も6期、約24年務めさせていただきました。その中では町長も2人、もうだめだと落選された方もあります。それは、市民の言うことをよく聞き、議会の言うこともよく聞き、市長の言うこともよく聞きということで、そういう体制をつくることによって弥富市がどんどん発展していくと聞いておりますし、私はさすがにすばらしい市長が誕生したということで心強く思っておりますので、この辺についても、ただやれんじゃなくて、やってあげて、またその人が元気になって所得が多くなったらいただければいいことだと思います。健康づくりは、食事についても、例えば毎日うちで御飯を食べるんじゃなくて、子供さ

んも、おじいちゃんおばあちゃんも、月に二、三回ぐらいは外食したいと思いますわ。そういうことも考えれば、その辺のところもよく見ながら、9件ありましたが、もうばらばらになっちゃったんですけれども、そこら辺のところは市長がまとめて、そしてまた再度お伺いするというので、わかっている点だけで結構です。私は市長は立派な人だと思っていますから、責めることもいたしませんから、十分市長の考えで、市民が優しく、本当に幸せだなあというふうになっていただくことが服部彰文市長のサポートであり、タフであると思います。タフでなければ行政は務まらないと思いますので、その辺のところも含めてよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 大変褒めていただいてありがとうございます。いろいろと議員の思いというのを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

一般競争入札につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。今までバーが少し高いように思いますし、それと同時に、一般競争入札という機会が弥富市の場合には非常に少ないというような状況の中で今後検討してまいりたいと。先ほどの話でございますが、一度そういう方向で要領を改正して実施してまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

新市のまちづくりにおける立地促進法というのは、正直申し上げて今教えていただいた次第でございます。ありがとうございます。またこれにつきましても勉強させていただきまして、先ほども申し上げましたように、皆さんの御意見、お知恵を拝借しながらまちづくりをしていかなきゃいかんというふうに思っております。

今、弥富市は市街化区域が約21%でございます。旧十四山地区と一緒にしまして、その市街化区域が全然ふえてないわけでございますが、この21%というのは、まさに旧十四山地区そのものでございます。あそこの地域全体が市街化区域の面積だというふうに思っていたければ弥富の面積でございますので、御承知おきいただきたいと思えます。しかしながら、近隣を見ても、町村合併等によって市街化区域の比率が下がってきているわけでございます。どこの市町村の皆さんとお話をさせていただいても、何とかして市街化区域の中で土地の有効活用をしていかなきゃいかんという思いが、どこの市長さん、あるいは町村長さんの皆さんも思ってみえるわけでございます。本当に次の世代に対して、まちづくりをする上において、また皆さん方と御意見を交わしながらやっていきたいと思っております。

それから、健康診断等の問題でございますが、これはトータル的な、私どもこの4月1日から皆さんに御決心いただいた乳幼児医療の無料化ということが実はございます。これも中学3年生まで実は拡大しておるわけでございます。全体の医療費にかかわる部分というのは全体の財政の中でも非常に大きなウエートを占めているということも御理解賜りたいという



ふうに思います。そういった形の中で少しでも健康診断に対する御負担が少なくなるように今後も努力していきなさいかと思う次第でございます。

また、桜小学校の問題につきましては、学区の再編成というのはそう簡単にいかないということも重々承知しております。それぞれのコミュニティの問題であるとか、おっしゃったとおりでございます。しかしながら、桜小学校のマンモス化というのがもう現実にあるわけでございます。弥富市と一緒にこういう形で合併したわけでございますので、十四山西部小学校をこのまま5年間ほうっておいたのでは、もう100数十名の児童になってしまうという現実もございます。何とかいい方法はないかという形の中で学区再編成ということの一つの方向として考えているものでございまして、またほかの御意見等もお願いをしていきたいというふうに思います。

今まで小学校の再編成等につきましては、学校名を変更しているということもでございます。一つの私の私案でございますけれども、十四山西部小学校という学校名じゃなくて、新たに違った学校名で考えながら再編成できないかと。公共建物の有効利用をしていきなさいかという思いでございます。

小学校一つつくるということにつきましては、大変トータル的な形でお金がかかるわけでございます。そのお金の捻出の仕方というのは、けさほどから言っておりますように、もっともっと財政力をつけていかないと、そう簡単には物事を進めるわけにはいかないというふうに思っておりますので、御理解も賜りたい。

また、学校の再編成につきましては、後ほど教育長である池田教育長の方からも御意見としてお話をさせていただきます。

また、下水の問題につきましては、下水課長の方から詳細につきまして話をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

29番（大原 功君） 難しい問題だで、まあいいわ。時間的にあと15分ぐらいしかないから、説明していただいてもなかなかできんと思うよ。

下水のところについては、公共枿1メートル以内については、設置したときから加入料を支払うのか、加入をしてから払うのか、どういうふうにこの辺のところはやられるのか、この辺のところをよく聞いておかないと、設置はしたわ、基本料は取られるわ、まだつないでないと。まだそこから向こうへ私は100万か150万が下水にかかるから、ちょっとつなげられん人もあります。そうすると、それが年度年度になってくると、先ほど言ったように、団地とか、そういう大きなところで集合的な下水になっておるところはそこへすうっとつなげますけれども、中には集落でも、五之三の方でもまだつないでないところがあります。もうあれから何年たちますか。そういうことがありますので、その辺のところもひとつ聞きたい

と思います。

それから、滞納というのは、やっぱりお金がないから滞納するわけなんです。市民の方で市に納めたくないという人はだれ一人おらんと思います。だから、そこは市長がそういう低所得者に対してはサポートしてあげて、そして何遍も言うようだけど、元気になったら、またその子供さんでも今は中学校であろうが、あるわけです。それから、今の学校の問題、保育園についても滞納があるかもわかりませんし、いろんなことがあります。本当に苦しくしてみえる方については、我々も一生懸命市長のお手伝いをさせていただきます。ことしより来年はようけ税金を払うように私も努力しますから、ひとつその辺のところも一遍考慮に入れてやっていただきたいなあと思います。

それから健康診断ですけれども、健康診断も普通は一般会計から国保に振り込まれておるわけね。一般会計の予算については、いわゆる福祉とか教育とか安全・安心、防火対策、こういうのに使っていただくのが普通なんです。私は、社会保険に1回払って、またこの金をもう一遍こっちに払っておる。二重払いしておるような感じがしますね。市長も同じじゃないですか。そういうバランスがあるんだから、そのバランスを、片方ではバランスは変えておって、片方ではバランスはあかんよというふうではいかんので、できることならそういう方の面倒を見てあげて、私は6億2,000万と言ったけど、6億8,000万と言われたからふえていっちゃったんですけれども、せめてそういうことはがなくなれば、恐らく2億かそのくらいになると思います、3分の1ぐらいに。そういうこともあります。

服部彰文市長になられてから4ヵ月と数日たっております。きょうも傍聴の方もようけ見えます。やっぱり市長の決断力はすごいなあと思うので、人に優しく、人を育てたい、人に住んでいただきたい、そういうまちづくりをしていただくビジョンを一遍市長の方で、時間がないのでお答えいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

人に優しい行政を携えよという形でございますけれども、そういう気持ちはもちろん思っております。今後も議員の諸先生の御指導のもとに頑張ってまいりたいというふうに思っております。

また、滞納の問題でございますが、それぞれ事情はよくわかります。けれども、やはり一人一人がそういう気持ちになっていただく、あるいは納税をしていただくという気持ちということをお願いしていくわけでございます。先ほども申し上げましたように、どこの市町も困ってみえる状況でございます。そういう前向きな気持ちでやっていかなきゃいかんというふうに思っております。私どもも好きで財産を差し押さえるとか、そういった形のことをやっておるわけではございません。そういった形の中のひとつの手續を踏まえると公平・公正な

納税という形にはならないものですから、そのことをお願いしておるわけでございます。御理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 市長の考え方もよくわかりましたけれども、700人ぐらい市長のおかげでふえておるということを聞いておりますけれども、これだけ弥富市に住みたいというのは、高速道路は2本あります。国道1号線があります。JRがあります。近鉄があります。名鉄があります。中央道があります。それから155号線バイパスがあります。どんどんどんどんあって、日本の中でもこの弥富市は本当に金魚のまちか、すばらしいまちかというぐらいの立派なまちで今リーダーをしていただいておりますから、本当に困った方についてはやっていただいて、お互いに、ある者がいない人をフォローしてあげるということをやっていくことによって、市長として市民に大きな尊敬をされ、そしてまた地域もお互いにみんなが努力しましょうということ、市長をみんながお手伝いできる、そういうまちづくりをしていかないと、口先だけで安心・安全だと言っても、私もほか、たわけといってある議員にビラをまかれておるようなものでありますけれども、やっぱりほか、たわけでも読める字もあるし、読めん字もあります。そういうふうで、安心・安全ということが市民にとって大事なことです、その辺のことを含めて今度検討していただくということ、お答えはもう時間がないのでよろしいですからお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 次に安井光子議員、お願いいたします。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、今回、三つの大きな問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目、住民の納得と合意で十四山地区の支所を初め公共施設の利用計画をとということで、まず質問をいたします。

施設の有効利用につきましては、住民の方からさまざまな御意見が出ております。住民の要望にこたえ、既存の施設を有効に活用すべきではないか、これは私の思いでもございます。そのためには、地域住民の意思が尊重され、大いに皆さんと議論を重ね、話し合いをし、合意を得た上で公共施設の利用計画をつくっていくべきではないかと思っております。

まず、一つ目の質問です。十四山保健センターの存続をという問題でございます。

合併のときの調整方針を見ますと、保健センターは両方とも現行のとおり新市に引き継ぎ、職員体制は合併時まで調整する。調整内容では、新市組織体制に合わせて調整する、このようになっております。昨年4月から十四山地区の乳幼児健診、集団予防接種の業務は弥富市の保健センターへ移されました。今年度は職員は1名体制になり、窓口業務のみが行われております。現在に至る経過につきまして、私のこういう認識で間違いはございませんか、一言お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の件についてお答えさせていただきます。

基本的に、十四山の保健センターにつきましては去年が3名で、ことしが2名の配属になっておりまして、私が両方のセンター長を兼ねさせていただいているということでございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 館長は兼務、それから1名の職員が今十四山の保健センターには常駐しておられるわけですが、この体制にするための議論はどこで行われたのか。兼務の館長を含めて2名なんですけど、職員の1名体制にした理由と、これからの方針についてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 先ほど申しましたような形で、基本的には配属は2名になっておりまして、実際、流動的に対応させていただいているということでございます。ですから、基本健診の受け付けとか、がん検診の受け付けなどのときで込み合うときには2名、あるいは3名で対応させていただいておりますし、決して窓口業務ということではなく、保健師が対応していますもんで、いろいろな相談にも応じております。それについて、現状を見ながら判断をさせていただいて、相談の上でさせていただいて、住民の皆さんに御迷惑をかけないというもんでやらせていただいているもんで、そういう点で御理解いただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 私が窓口業務とか申し上げましたのは、基本健診とか、その他の受け付けは十四山の保健センターで現在も行われていることは承知しております。でも、この前お邪魔しましたときに、日常的に非常に人が入りづらいような、やはり健康診断とか予防接種などがなくなかなか集団で保健センターに来るとか、そういうことも少なくなってきましたので、非常に寂しい状況になっていたと私は感じたのでございます。

次に移ります。

今年度じゅうに市の健康増進計画が策定され、母子・成人保健事業のさらなる充実が求められていると思います。保健センターの役割、福祉や介護、医療との連携もますます重要となってくるのではないのでしょうか。住民へのきめ細かい対応が求められます。保健師の増員なども含めて今後の母子・成人保健事業のさらなる充実について、市としての御見解を求めたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

健康推進課の方の事業の柱として母子保健、成人保健、それと予防接種がございます。いずれにおきましても、法律で決められたこと、それから独自で行っている部分、毎年、予算から何から精査しながらさせていただいていまして、現状としては弥富で集中しているから浅いサービスとか、そういうことではございません。いろいろと予算の中で機能的にできるということは合併の中で大事なことです、それを踏まえて、サービスの低下とかそういうことがないようにしておりますし、既に議論のありましたように、健康のこと、あるいは食育等も含めながら大事な問題ということはよく認識しておりますので、そういうことで計画して邁進していく所存でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 私は、かねてから十四山地区の住民の方から乳幼児健診や集団予防接種などを十四山保健センターでやってほしい。人数が少ないというのであれば、鍋田地区や佐古木地区の近い方、希望者の方も来てもらえないだろうかという要望が出されておりました。それで、実際、十四山保健センターのこれからのあり方について、住民の生の声、生の要求はどこにあるんだろうかということを考えました。そして、3歳以下の子供さんを持つお父さん、お母さんの声をアンケートでお聞きいたしました。昨日、現在でまだ20名の方からお答えをいただいただけでございますが、アンケートの中身を申し上げますと、乳幼児健診、予防接種など弥富保健センターで行うことについて賛成であるかどうか。「賛成」の方は20人中お1人もありませんでした。「困る」、または「困っている」という方が20人全員でございました。なぜ困るのですかという問いに対してのお答えは、弥富の保健センターでは受ける人が多く、待ち時間が長い。小さい子供を抱えての健診は、子供がむずかたりして本当に困る場合がある。駐車場が狭いので車をとめるところがなく、スーパーや病院の駐車場に入れて歩いていく。雨の日や暑い日など本当に困る。こういう数々の、これは一つの意見を御紹介したまでですが、数々の御意見をいただきました。行政はこの実態をどう把握し、解決策を考えておられるのか。この保健センターの駐車場、待ち時間の問題につきましては、十四山地区の人たちだけの問題ではないと思いますが、これについての対応は考えておられるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） ここで時間も1時間経過しました。2時45分まで休憩といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~  
午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開
~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） まず弥富の保健センターですが、駐車場が狭いというお話ですが、保健センターに限らず、使うときにおいて大変市民の皆さんに御迷惑をかけておるところがあるかと思うんですが、私自身も様子を見ながら、ほかの会議と重なったりして駐車場が込んで、あるいは小学校の授業との関係であったりしたときですと、第2駐車場の方に御案内をさせていただいたりとか、紙に書きましてその位置を示したというのを来られる方にお渡しして、御理解いただきながらさせていただいたりして、できる限りの対応はしております。

あと、待ち時間とかそういうのが健診の中でも多いもので、2カ所に分けてというお話なんですけど、実はこれについて、合併していく中で検討も十分にしてきたというふうに聞いておりました、職員として事業をしていく対応についてですが、例えば3種混合などの接種がございます。それについても何回か接種することになります。ポリオについても2回接種するとか。そうすると、例えば仮に十四山地区で出して人数的に少ないと、接種できる回数がおのずから少なくなってきます、そうしないと採算性がとれなくなりますので。そうすると、そのときに子供さんの体調が悪くて接種できなくなったりすると、やっぱり幾つかの種類の予防接種の計画が崩れたりしますもので、やっぱり数を多くしていく中で接種できる機会を多くとっていきたいというのもございます。

それから、例えば1歳6ヵ月健診とか4ヵ月健診で利用していただいているわけですが、そういうときにおいても、現在ですと弥富の保健センターで一括して、個人情報の最たるものでも管理しております。それで、例えば十四山地区でとかなると、その分をまた向こうに持っていきながらですが、これもお子様の体調などによってスムーズにいかなくなったりすると、そうしたやりくりなども支障を来すところが出てきますもので、そういうことも含めて御理解していただいていると思っておりますし、私自身もそうしたところで親御さんにお会いして、いかがですかと。十四山からこちらに足を運んでいただいているという中で伺って、確かにどちらかと聞かれれば近くでというのがありますが、合併の中で皆さんでいろいろと助け合ってやっていく部分もあるもので、これはこれで少しなれてきたのでというようなお声も聞いたりもしております。

これからにつきましても、保健センターの利用については、何しろ住民の皆さんのいろいろな立場の声を踏まえながら最終的な判断になるのかと、そのように理解しております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 1点、駐車場の件に関しましては、実際にお話を聞いたところによりますと、病院の駐車場とか、この辺は込み合っておりますね。それからスーパーなんか

も黙ってとめさせてもらうという方が結構お見えになったんですが、そういう点について、実際、今第2駐車場の方へ御案内とかありましたが、私たちも議会に来る場合、いっぱいだったことがあるんですね。それで産業会館へとめさせてもらうとか、そういうことも実際にございました。だから、小さい子供を連れのお父さん、お母さんというのは本当に大変だなあと感じていますし、実際そういう声も出ているわけですね。だから、仕事を二つに分けて、せっかく十四山の方も十分な設備、新しい施設があるわけですから、カルテの問題、その他の問題と今言われましたが、もう少し機能的に知恵を出していただいて、二つに分けて、例えば保健センターは1階2階とあるわけですが、1階だけでもきちんとした保健業務ができるようにするとか、そういう工夫を、住民の生の声を聞いての私の発言だもんですから、ぜひ御検討いただきたいと思うわけです。

それで、弥富市の方も御不便なさっていると思うんですが、駐車場の問題につきまして、ほかのお店とか、そういうところにこっそりとめさせてもらっているという問題について市の方は御存じなのか、それとも見て見ぬふりをしておみえになるのか、対策はどうか、こういう点についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

駐車場の利用等につきまして、市民の皆様がどのように利用されているかということについて知っているかということでございますが、大変申しわけございません、存じ上げておりません。しかし私どもも、この庁舎内には十分な駐車場を有してないことは重々承知でございます。そういった形の中で、保健センターを利用される方につきまして一度、駐車場のスペースの確保ということも含めて再考していきたいというふうには思います。よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 先ほども申しましたが、十四山保健センターは設備も整っている上に駐車場も大変広いんです。十四山以外の利用者が利用してもらって、まず存続をしてほしいというのが、アンケートに答えていただきました全員の声でございました。効率が悪いとか、それから人があまり来ないから弥富への統合もやむを得ないとか、機能をどんどん縮小していった人が来にくいようにしておいて、なし崩し的に統合していく。それで、ほかの施設に流用する。もしこういうことがなされれば、余りにも住民無視のやり方ではないでしょうか。ぜひ十四山地区の住民の意見をよく聞いて、両方が存立できる方法がないのかどうか、英知を絞り、存続の方法を模索しながら住民の合意を得て決めていただきたい。これが住民への公平なサービスではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

十四山地区の公共施設の有効利用ということでございますけれども、この問題につきましては、私も就任以来、かねてよりいろんなところでいろんな意見をいただいているのが実情でございます。現在、私どもといたしましても、公共施設というのはその目的のみの使用許可でございます、目的外に使用するということにつきましてはできないわけでございます。しかしながら、いろんな形で知恵を出していかなきゃいかんという中で私も民生部長に指示したことは、いろんな十四山の施設について有効利用しているわけでございますけれども、合併特例として、その補助金の対象云々ということについては認めていただけないかということで、その目的外使用ということについても検討はしていかなきゃいかんということで指示をしている段階でございます、現在、保健センターをどうこうするというようなことを決めているわけではございませんので、お間違いのないようにしていただきたいと思います。相対的に有効利用を図っていくためには、安井議員おっしゃるように、市民の皆様の声を十分聞いていくということを考えております。そういった形の中で委員会等を設置しながら皆さんの御意見を賜って、いい方向で結論を出していくというようなこともしていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 保健センターの存続につきましてらほら、もう別の機能に変えるとか、そういうことが聞こえてきたもんですから、やはり住民の声を大事にして、皆さんの合意を得た上で決定すべきじゃないか。これについては市長もそういう方向でやりたい、こういう御答弁をいただきました。

さっきのお答えにもちょっとかかわってくると思いますが、この施設利用の問題についての二つ目の問題でございます。庁舎とかスポーツセンター、公民館、保健センターの空き室などを有効に活用して、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、図書館の分室をつくってほしいという住民の強い要望がございます。十四山支所を中心に、この地域をコミュニティの拠点として発展できるよう、先ほどお話がありました弥富市のまちづくり委員会に参加されている皆さんのお知恵をいただいたり、ここには建築、その他の専門家の方も入っておみえになると聞いております。こういう方のお知恵をいただくとか、それから十四山住民参加の公募による、名称はともかく、公共施設有効利用検討委員会など、これは住民の方の意見ですが、偉い人だけの検討会では何にもならない。実際に利用する人たちの声を聞いてほしい、こういう御意見が出ております。こういう委員会なりを立ち上げて、全体の利用計画をつくり、住民の合意を得て決めていくべきだと私は考えますが、その点での再度の市長のお答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。



市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど私がお話をさせていただいたとおりでございます。ただ単にこれは保健センターのみならず、公共施設の利用につきましては、安井議員の意見も一つの大事な意見という形で取り出させていただきながら、地域の皆さんを中心とした委員会を発足しながら慎重審議していこうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

はしかの流行と、その対策についてでございます。

新聞・テレビの報道などではしかの流行が伝えられ、10代から30代の若者や家族から不安の声が寄せられております。共産党県委員会が県健康福祉部健康対策課から得た情報によりますと、県下182病院の報告で、関東地域のように愛知県では大流行には至っていないが、ことしの2月1日から5月25日現在の患者数は63名、それ以降、6月8日までの14日間で倍にふえて、約120人となっているとのことでございます。そのうち中学生以上の患者数は82人、全体の68.3%に達しているそうでございます。また、津島保健所管内は名古屋市に続いて多いという御報告でございます。

まず一つ目、質問いたします。

弥富市の状況はどのように把握されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の質問についてですが、今議員がおっしゃられたような数字は把握してございます。私どもの方も愛知県の衛生研究所から配信される情報とか、また同ホームページにより調べておりました。現在、弥富市の住民の方で感染しているという方はございませんが、感染力の強いものですので、その方に対していつ生じるかわからないということは認識はしておりますが、今、人数としてはございません。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 二つ目の問題です。

過去にワクチンを1回しか接種していない人、免疫が消滅している人と、小学校2年生から約30歳ぐらいまでの人が現在感染していると言われております。弥富市ではこういう人がどれくらいおられるのか把握していらっしゃいますか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 結論からいいますと、把握できる状態ではないです。若干その説明をさせていただきます。

予防接種法により接種のやり方が国より示されてきておりました。それに従って私どもも事業を進めておりました。平成10年10月1日生まれまでは集団で1回接種をしていました。

それが、平成10年10月2日以降生まれの方は個別で、自分で病院まで親御さんと一緒に出かけて1回摂取するというふうになっておりまして、それが、去年の平成18年4月1日よりまた予防接種法が改正されて2回接種となりました。それに伴い、平成12年4月2日以降生まれの方には2回接種のお知らせをしております。1回目が1歳から2歳になる間、それから2回目が小学校に上がるまでの1年間の間ということでございます。そうした中で、昨年度につきましては、第1期の接種で96%の住民の方が接種しております。第2期接種につきましては、84.7%の者が接種をしているという状況はつかんでおります。

あと、免疫が減滅している人の人数についてですが、時の経過とともに免疫が低下しているとか、すぐその免疫がつかなくなったりということもあります。それはかなり個人差もあるもので、今の質問のように、どれだけの人が免疫があるかというのは正直言って調べられる状態でないし、もちろん子供さんにおいたり、それ以上の年の人においては流動的なこともありますもので、そういう状況でございます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 次の問題です。

市内の近隣医療機関における抗体検査、ワクチン接種は行える状況でしょうか。県の資料によりますと、6月8日現在ではしかのワクチン在庫、単独ですが560本、混合ワクチンの場合は5,735本、平時よりも1日か2日おけているというふうで、県の方では需要は満たしているという報告でございましたが、弥富市でも恐らく患者は出ていない。弥富市の病院にかかれた方は、実際データとしてもございますが、こういう状況だもんですから、恐らく抗体検査、ワクチンの接種は行えると思いますが、市の方としてどういうふうにつかんでおみえになりますでしょうか。

続いて、次の問題も一緒に質問させていただきます。

市としての今後の対策、市民への情報提供などはどういうふうにされていますでしょうか。

参考に申し上げますが、先日の毎日新聞の記事でございますが、川崎医大の准教授の方のお話によりますと、10歳から30歳まで日本全国で約100万人のはしか感染予備軍がいる。それで、今後流行をさせないためには、子供の2回の接種率を上げること。弥富市の場合、接種率は90何%、2回目が80何%ということでしたが、この子供たちの2回の接種率を上げることが感染予防の一つの大きなかぎになること。それから、現在の感染予備軍を減らしていくこと。制度としては、小・中学校、高校、大学の入学時に厳重に調査を行い、接種漏れの人を減らす努力をすべきではないか、このように述べておられます。今後、流行をさせないために、弥富市では現在なくても、修学旅行とか、交流の機会がいっぱいありますので、そういう流行も皆無とは言えないと思います。だから、今後流行させないためにどうするのか検討が必要ではないかと思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの、まず最初の質問ですが、正直なところ、全国的に眺めてきますと若干品薄の傾向というふうなところでございます。国の方からも通知が来まして、医療機関では予防接種法で定められた第1期の接種、先ほどの1歳から2歳までのお子様を最優先して接種をするようにということが来ております。なぜなら、全く免疫力がなく、体力的にも弱く、感染した場合、重症化するおそれがあるということでございます。それで、弥富市の医師会の方とも確認しまして、医師会の方としてもそういう対応でやっておりますし、問い合わせがあった場合もそのように答えてやっているということでございます。よって、私どもの窓口の方でもそういうことを御理解していただくように、問い合わせがあればお話をさせていただいているところでございます。

続いて、抗体検査につきましてももちろん対応はできる状態ではございますが、検査機関に出すということでもんで、医者の方で抗体検査できない場合、外に出すとそれに若干時間がかかるという状況ですので、お問い合わせがあれば、それには対応しているという状態です。

あと、次の質問ですが、行政としまして、国や県から情報を逐次入手して、現場で対応できるように医師会と連絡をとりながら市民の問い合わせに対してはお答えしていくようにしております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 市として相談があった場合は対応するというお答えでございましたが、現在のところ、弥富市でかかっておられる方がお見えにならないものだから、やはりこういう対応になるのかなあと思います。

それで、先ほど川崎医大の教授なんかの言われた問題、例えば東京に行けばもらってくるかもしれない。地域によって、感染力が強い菌であるし、非常に軽視はできない。そういう点で、これから市としての方向というのを検討いただきたいと思うんですが、これについてどうでしょうか。

それから、抗体検査は1,000円から4,000円、病院によって違いますがかかります。ワクチンは5,000円から7,000円の費用がかかると言われております。今後の流行を爆発的に広げない予防として、市として補助金を出すということは検討されておられますでしょうか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） まず最初に、2点目の方から先に答えさせていただきます。

基本的に、1期・2期の予防接種については国で定められておりますが、それ以外のところで抗体が下がって、自分でまた行うということになれば、これは任意接種ということにな

りまして、今のところは、そういうところに対しては補助金のことは考えておらず、自己負担で自己防衛ということでやっていただくということでございます。

それから、全体的な対応についてですが、いろいろと国の情報を見ていまして、10年に1回ほどの今回の波で、大きな状態で来たということを含め、そのあたりは承知しております、そのあたりをどう知らせていくかというのもいろいろと検討はしてまいりました。例えばホームページで知らせるとかいう状況もあるわけですが、ただいかにせん、状況が刻々と変わる中で混乱を来すとあれですもんで、一応問い合わせに対してはきちっと答えていくということで職員の方にも徹底をしておりますし、ほかの町村などの動きも検討しながら今のような形で対応させていただいております。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 何か今のお答えですと、現状、弥富市では流行してないものだから、緊迫感がないというか、そういう状況だと思いますが、感染予備軍が大勢いるということ、小学2年生から30歳までの方は国の方針で3種混合のときにいろいろトラブルがあったから自主的に予防接種を行うとか、そういう方針のもとで予備軍がたくさんふえているわけです。だから、今すぐとは言いませんが、市としてこういうふうにはやっつけよう。例えばさっき申しましたように、小・中学生の入学のときに、ワクチンはお済みですかとか、そういう問い合わせをしていただくとか、してない方は必ず抗体検査を受けてくださいとか、こういう呼びかけをするとか、市としての何らかの対応を今後のために検討していくことが必要ではないかと私は考えます。ぜひ御検討いただきたいと思います。要望です。

次の問題に移ります。

三つ目の問題、日本青年会議所作成アニメDVD「誇り」についてでございます。

こういうのですが、日本青年会議所が近・現代史教育プログラムとしてつくっている、これはそのシナリオでございます。日本の侵略戦争を自衛、アジア開放のための戦争だったと肯定・美化するアニメーションのDVDを教材とした教育事業が文部科学省の研究委託事業に採用されて、全国で実行されようとしております。問題の教材は、先ほど言いましたように、日本青年会議所が策定した「誇り」と題するアニメDVDで、全国の学校でDVDを使った教育事業を行おうとしており、全国の学校など93ヵ所を実施、または予定がされております。

このDVDは、戦死した青年が現代にあらわれ、女子高生を靖国神社に誘う内容です。日本の侵略戦争を大東亜戦争と呼び、愛する自分の国を守りたい、自衛のためだったと教えています。日本の植民地支配については、道路を整備し、学校を建設したというだけで、侵略や互いの歴史については一切触れておりません。衆議院の教育再生特別委員会で日本共産党の石井郁子議員がこの問題を取り上げました。皆さんもテレビでごらんになった方もおあり

かと思いますが、石井議員は、過去の戦争への反省とおわびを述べた91年の村山談話と全く違う内容で、学校で普及することは政府の立場、政府は村山談話を支持する、その前の河野談話を支持するという立場をとっているんですが、政府の立場とも相入れないと指摘しましたことについて伊吹文部科学相は、「私が校長なら、このDVDは使わない」、国会でこのように答えています。6月6日、共産党の弥富市議団は、学校でこのような教材は使わないこと、教育委員会を通さず、校長に直接持ち込まれていないか実態を調査して、侵略戦争美化の教育をしないように各学校へ指導してくださいという申し入れを行いました。

質問です。

一つ目、市及び教育委員会には上映の働きかけがありましたでしょうか。

二つ目、上映依頼などがもしあった場合、どのように対応をされますでしょうか。

これについてお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 安井議員の御質問にお答えします。

現在、上映の働きかけはありません。そういうお話がありましたら、県の教育委員会、また近隣の市町村の教育委員会とも相談しますし、当然、弥富市の教育委員会に諮って決めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 参考までに申し上げますが、豊田市では既に青年会議所から県下でいち早く申し入れを受けました。それで、新日本婦人の会という婦人団体も、6月8日にDVDアニメを教材に使用しないでほしいという申し入れをしました。そのときの教育課長、指導主幹との懇談で意思表示がされた問題でございますが、青年会議所から教材として採用してほしいという申し入れを受けた後、12人の指導主事でもDVDを見て検討した結果、教育は中立でなくてはならないという理念から見れば、このDVDは不適切と思うので、中学校の教材としては採用しないことを決定した。このような回答があったということでございます。弥富市の場合でも、地方分権の精神からいきまして、弥富市の教育行政、教育につきましては、教育委員会、教育長が責任を負っているわけでございます。ぜひ、この問題の中身についてよく御研究いただき、もし申し入れがあった場合、すぐさまの対応を図っていただきたい、そのように思います。

私は、この歴史の事実と反する過去の侵略戦争を自尊・自衛の正義の戦争であったと描き出す靖国史観、これは遊就館という靖国神社の附属の博物館に、戦争は正義の戦争であったということを含めた内容がすべて盛り込まれております。靖国神社独特の歴史観、戦争観、これを靖国史観と申しますが、外国でも既に靖国史観というのは一つの単語として用いられていると聞いております。この靖国史観を教育現場に持ち込もうとする動きは、国会での憲

法9条を変えようとする動きとか、教育三法を改悪しようとする動きとあわせて大変危険なものを感じます。靖国史観を教育現場に持ち込むことがないようにすべきだと私は考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） ただいま申し上げたとおりでございます、そういう申し入れも何もございませんし、第一、靖国神社なるものは教科書にも出てまいりません。そんなものを一々、やるもやらんもどちらもありません。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） さっき豊田の例を申し上げましたが、実際に日本全国でこのような動きがあるもんですから、事前に危険なものは芽を摘んでいく、そういう立場から私は発言しているのでございます。

弥富市は平和都市宣言をしているまちでございます。それにふさわしい子供たちへの平和教育、歴史の真実を教える取り組み、市や教育委員会がこれに力を尽くされることを心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、高橋和夫議員。

20番（高橋和夫君） 通告に従いまして4点の御質問をさせていただきます。

中心市街地の消防活動及び救急活動迅速化のために道路拡幅と消火栓からの取水円滑化を表題として質問させていただきます。

市民生活の安心・安全のためには、消防の消火活動、救急活動整備もまた重要な課題です。ことし1月の中六商店街の火災はまだ記憶に新しく、幾つかの問題点が明らかになりました。それは、道路が狭く、進入消防車の活動が制限された。JR線と近鉄線に挟まれる地域のため、消火栓からの取水が限定されたなどが主な問題点ですが、これらを解決するために市長に御質問をさせていただきます。

JR線と近鉄線に挟まれた中心市街地は生活道路が狭く、消防車両、緊急車両の進入困難地域が多々あります。その解決の一つの方法に長年の課題である駅前整備計画がありますが、市長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員にお答え申し上げます。

駅前の整備計画に対しましては、本当に長い歳月をかけて皆さんから御論議いただいているわけでございます。私が聞き及んでいるところによりますと、かれこれ足かけ30年になるだろうというふうに思っております。つい先日も高橋議員と、このことにつきましては討論させていただいたわけでございます。大変難しいことが多々ございますが、一つの考え方として再度整理をさせていただきたいと思ひます。

県道中六の道は、県道木曾岬・弥富停車場線という形になっておりますけれども、こういった形の中で、この道路の拡幅に対しては土地区画整理事業を行っていかなくやいかんというようなことが最大の解決策になるのではないのかというふうに思うわけでございますが、これすらも大変困難な状況であることは御承知のとおりでございます。しかしながら、こういった総合計画に私どももその都度その都度反映をさせていただきながら、安全・安心であるまちづくりを進めていかなくやいかんという本音のもとに、県に対してこの整備事業を要望していきたいというふうに思っております。

また、2点目の消火の取水に関する問題でございますが、JR線、近鉄線、名鉄線のレールの下を配管して消火栓の取水をとということでございますが、これは道路と違いまして、大変難しい問題があると思っております。鉄道の安全性からしても非常に困難だというふうに判断しておるわけでございます。

また、国道1号線からカーマホームセンター北側を通過して近鉄線の側道に至る市道に消火栓を設置する件についてでございますが、現在の状況は、非常に硬質な塩化ビニール管の50ミリが布設されているようでございまして、これは75ミリに変更していかないととも消火栓としての機能が足りないということでございます。こういったことの変更につきましても、十分海部南部水道等と協議をしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

20番（高橋和夫君） 私がお尋ねしようかと思うことを先取りして市長がお答えになりましたので質問は途中でやめさせていただきますけれども、とにかく住民が安心・安全に暮らしていける状況をつくっていただきたい。新市長に御期待を申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。

私は、今回2件につきまして質問項目を出しております。

まず最初は、桜小学校のマンモス化の解消等についてでございます。桜小学校のマンモス化解消問題の進め方や学区の見直し等につきましては、小学校だけでなく、中学校区との関係も出てまいります。そういう点を含めまして質問をさせていただきたいと思っております。

私どもも桜小の現実というものを桜小の校長先生などからもお聞きいたしまして、本当に大変な状況になっておるなあというような認識はしておるつもりでございますが、具体的に今市側が考えていることをやるために、今、桜小学校ではどういうところが本当に困っているのかという点についてまず最初に教育長の方から、そういったマンモス化の問題についてどこが問題なのか、まずその所在を明らかにしていただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 桜小学校についての御質問でございますが、どこかと申されますのは、まず教室がありません。教室がもうほぼ満杯状態でございます。それが第1点ですね。

第2点目には、子供の学習の場所、学びやというのは安全にして安心なところということが上げられると思います。それで、3月議会のときにお答えしたと思いますが、生徒がたくさん在籍しておりますと、出入りについても相当時間がかかります。地震とかそういうものを懸念いたしまして市役所の方から運動場を眺めておりましたら、ベルが鳴ってから生徒が運動場にいなくなって教室へ入ってしまったと思われる時間を測定しておりますと、3分ではちょっと無理だという感じがいたします。そうなりますと反対に、地震なんかの災害が起こりまして教室の外へ出ようとするすると、もう一気にそこへ集まってきますので、不測の事態も予想されます。そういったようなことで、これはもう待たなしのマンモス化の解消が迫られております。教室にいたしましても、全部特別教室を使い切って普通教室にしたとしても、あと2年ぐらいでもうなくなってしまいます。ですから、ことしじゅうにはもう何とか方向を見つけるように、皆さん方の御協力をいただきまして何らかの解決に向けてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、教育長の方から述べられましたことにつきまして、桜小学校の方では現状がどのようになっているのか、そういうことで校長先生から伺ったわけですが、先ほど説明がありましたように、カウンセラーに使っている相談室を教室に変えなければならないとか、また音楽教室を二つは最低欲しいのの一つはつぶさなければ教室数がつくれないとか、少人数学級ももう1クラスつくっていかなければならないというようなことで、今現在32の学級数ということですが、平成22年度には34学級が見込まれるということで、そういった2クラスをつくるのはなかなか大変だ、つくってもほかの授業に差しさわりが出てくるという現状であるということをおもも認識いたしております。そういう点におきましては、この桜小学校のマンモス化を一日も早く解決し、安心・安全の学校環境に整備していくということが大事だと思います。

そういう点で、私は昨年12月8日に開催されました本会議で、一般質問の中で弥富中学校の跡地利用はどのように考えておりますかということで当時の川瀬市長に質問をいたしました。この中で川瀬市長は、弥富中学校の跡地の問題も出ておったようでございますが、これはついでに申し上げておきますが、マンモス化解消についてどう考えているかというところでございますけれども、桜小学校を弥富中学校の跡地に利用していきたいと。第2の桜小学校をつくっていくんじゃないかと。私もそういう計画であるところでございます。それからさらに、中学校のいろいろな敷地でございますけれども、これは非常に大きいということでございますので、この面積も勘案いたしまして、また防災施設や文化活動に利用するよう



な会館等、地域に必要なものから検討してまいりたいと考えておるところでございますと、このように12月議会の議事録の59ページ、60ページにわたってこういう質問・答弁のやりとりが載っております。

そこで、今回市長選挙がありまして、新市長、服部市長が誕生したわけございますが、それでは服部市長は、この学校問題、マンモス化問題についてはどのように考えていたのか、こういう点で振り返ってみますと、市長の出してありました後援会の案内、服部彰文さんのプロフィールといった中で目指す五つの政治姿勢、目指す五つのまちづくりという公約をうたっております。こうした中で教育の問題では、時代に即応した教育の振興を図ります。速やかに小・中学校の効果的適正配置などということで公にいたしております。

それから、もう一つの内容といたしましては、市長に就任し、平成19年度の施政方針を述べられました。この中でどのように触れられていたか見てみますと、平成19年度の弥富市政運営の基本方針と予算の大綱について施政方針を述べましたが、ここの第6といたしまして、教育、学習環境の充実、文化の振興の諸事業について、(1)安全・安心な学校づくり、(2)確かな学力、豊かな心と健やかな体の育成、(3)文化の振興、生涯学習の推進について述べられておりましたが、桜小のマンモス化解消についてはこの施政方針では触れられておりませんでした。

そういう中で今回、先ほどの大原議員からも桜小学校の学校整備検討協議会が地区の関係者やPTAなどを含めて持たれたと聞くがということで、5月に開催されたことが明らかになりました。ここで、私からすれば、この12月議会の答弁から見ますと突然ということになるわけですが、ここでは、桜小学校に通っている平島地区の一部、東平島地区、西平島地区ということで、東平島地区の方たちを十四山西部小学校の方に移動して、そこで一緒にやってもらうという第1案がありますし、また平島地区、東平島、西平島を合わせたそだけで人口約6,676人ということで、旧十四山の地域よりも人口数が多いわけでございますが、こういったところだけで新しく第2桜小学校を建設するという案と、2案がたたき台という形でこの検討協議会に提案されましたが、この協議会の開催計画と、それからいつごろこういったことについて結論を出そうというふうに考えておられるのか、その辺についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 今、原沢議員からおっしゃっていただきましたように、5月に第1回の検討委員会を開催いたしまして、そしてそこでそういう2案を出して、さらに検討していかうということになりまして、7月には2回目の検討委員会を持とうとしております。あと何回か持ちまして、できましたらことしじゅうには何らかの方向性を見出していきたいと。先生方のいろいろ御協力やら御指導やらを仰ぐところが多いと思いますが、そういった方向

でいこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、7月に第2回目の検討委員会が開かれるということですが、この検討委員会につきましても、規約等はございますが、この規約を振り返ってみますと、平成12年11月21日からこの学校整備検討協議会が発足いたしました。そういう中で、第1回目の議題は、弥富中学校の校舎の老朽化、桜小学校のマンモス化、通学区域等の問題点の提起ということでした。しかし、これも第6回を平成17年3月22日に行いまして、その後、18年は1年間休業いたしまして、この19年度に来たということでございます。

それで、今回新たな提案ということで、東平島の生活地域を十四山地域の方にとりょうな一案が出されてきておりますが、そういうことになると、十四山の今の西部小学校も空き教室があるというわけではないんです。それで、やはり移動するということになると、どれだけ教室数などを増設しなければならないことになるのか。市長はきょうの発言の中でも、財政的な面を考えて無駄な施設づくりはしたくないというようなことを申されておりますけれども、西部小学校に来るにしてもそういうふうで教室数が足りませんし、そういう点ではどういう規模の教室数が足りなくなるのか。また、この小学校の校区を変えることによって十四山の中学校の校区も変わってくることになると思います。中学校の校舎にいたしましても、教室数が弥富から入ってくる部分が足りなく、やはりここも増設ということで建築費用が必要になると思います。そういう点で、具体的に西部小学校では、例えば東平島の方たちを迎え入れるということになるとどれだけ教室数が必要になるのか、また財政的な問題もどれだけかかるのか、そのことによってまた中学校も同じような問題がありますので、中学校でもどのようなことになるのか、それと、新しくつくった場合、どれだけクラス数と、また費用的にもどういうふうな内容になるのか、こういうことを住民に明らかにしながら検討をお願いする。今説明があった検討会での資料では、人数がどれだけというだけの資料でございますが、そういった点で、もう少し内容を詳しくしたことで説明をいただきたいと思っております。

なぜ私がこれだけ言うかということ、これは市町村合併と同じように、一度学校を決めましたら、すぐあす変えるというようなことはできないんです。10年、20年、何十年にわたるかもしれない、そういう校区を縛ることになるんです。非常に重い、大きな問題です。ですから、服部市長も先ほどの答弁の中で申しておりますけれども、この学区の問題がそう簡単にいくとは思っておりませんということを述べておりましたが、そういう本当に大きな問題でございます。そういう点で私は、市民の皆さんが参加して、どうしたらいいんだろうかということが本当に話し合えるような、そういう情報を公開していただきたいというふうに思いますけれども、よろしく答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

桜小学校の件は、先ほど大原議員の御質問でも答弁したとおりでございますけれども、現状を少し考えていただきたいわけでございますが、十四山西部小学校の児童数はこととして148名でございます。大変残念なことなんですけれども、年々減少しているのが現状でございます。この減少傾向が続くということを試算していきますと、平成25年度には恐らく109人前後ぐらいの児童数になるのではないかというふうに思っております。1学年を平均いたしますと、何と18人という非常に少人数学級になっていくというような状況でございます。そういった形の中で人が固定化されたり、あるいは児童の自主性だとか自発性ということに対しても、少しずつ人間教育の関係で影響を及ぼしてくるのではないかなあと危惧もしております。子供さんたちにもやっぱり切磋琢磨していただいて、頑張ってもらいたいということも非常に教育としては大事じゃないかなあと思うわけでございます。

なお、中学校区との関連につきましては、まず桜小学校の件を優先して協議していかなきやいかんというふうに思うわけでございます。私の一つの案といたしましては、新市という形の中で弥富市になったわけでございます。旧弥富町とか旧十四山という形の中での考え方ではなくて、本当に弥富一本という形の中でこういったことが解決できないかということの一つの意見として持っておるわけでございます。仮に小学校をつくった場合、今は中学校を建設中でございますが、かなり中学校におきましては立派な校舎になるということもあるわけでございますが、40数億の、いわゆる学校建設に対しては金がかかっているわけでございます。これが、例えば第2桜小学校を建設する場合においても、数10億のお金はかかるだろうという形で現状としては試算させていただいております。しかし、仮に十四山西部小学校という形の中で学区編成していった場合には、恐らく数億という形の中でクラスが増設できるのではないかなあとというふうに試算をしておるわけでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） ここで休憩をとります。4時から再開しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

午後3時49分 休憩

午後4時01分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 会議を再開いたします。

原沢議員。

31番（原沢久志君） 先ほど市長の方から十四山西部小学校の児童数について心配の話がございました。100人ちょっとということで、100人を割り込むようなことになりはしないだ

ろうかということも心配して、桜小の分離ということでは、十四山の西部小の方にとというような発想が市長の頭の中に入り込んでおるように伺いましたが、十四山西部学区内を最近見てみますと、本年度も住宅用地の分譲地ができてきておるんですね。鮫ヶ地地区で今12区画が分譲中ですし、鍋平地区も二つ、それから三百島でも3カ所というふうに新しく家が建つ見込みが今立ってきております。最近の新しい住宅を見てみますと、大体新しい住宅に入ってくるのは子供を抱えた働き盛りの方たちか、結婚したばかりか、乳飲み子を抱えたような方たちが入ってくるということで、十四山というのは地の利が非常にいいし、また服部市長のいろいろな努力もありまして、今後ますますこの弥富市が発展し、よそからも弥富市に住みたいなあというような市にさせていただければ、また一緒にしていくなれば、人口増というのはさらにふえるものと私は思っております。また、東平島、平島地区でも、先ほどから言われておりますけれども、市街化区域はまだ大幅にあいておるとい状況でございますので、人口がふえるということで、いろいろよくその辺を検討して、情報を公開していただきたいと思います。

そしてもう一つ、念を押してちょっと発言させていただきたいのは、市長の施政方針で、市長は1ページで、就任1ヵ月間の間でいろいろと学ぶことができました。その中で痛感したことは、市政運営と市民意識の隔たりのあることであると。そのために、さらなる市民本位の行政運営を心がけ、次のような課題に取り組みたいと考えております。市民の皆様のためにお役に立つところ、こういう立場でございますと。そういうふうに言いますと、市政運営の中で市民とのいろいろな内容、常識のずれというものも出ている部分もあるかと思えます。

そこで、現在、学校整備検討協議会の委員が任命されて、それぞれ協議がされていくわけですが、ここの方たち、教育委員会、それから住民代表、学校の校長先生など学校の代表、それから地域の代表ということでPTAの役員さん、こういう方たちが学校整備検討協議会委員に任命されております。それで、私が本当に感じたのは、学校の校長先生などに学校に行ってお話を伺いますと、学校の校長先生というのは任務として与えられた仕事ですので、それ以上のことは、大きな声でこうの方がいい、ああの方がいいなんていうことは言えないんですね。ですから、本当に本音で語れる市民、子供さんを持つ親、こういうところが理解を示すような内容にさせていただきたいと思えます。そういう点で、私は先ほど言いましたが、やはり中身の詳しい、こういう場合にはこういうふうな予算的なものにもなりますし、施設的にもこういうふうになりますというものを市民に提示して、そういう中で判断をしていただくということを繰り返していくことが非常に今求められておると思えます。

教育長の方から先ほど、第2回目は7月ということですが、実際、どの程度の内容でこの学校整備検討協議会を進めていき、そして本年度中にどういうふうにして結論を言

おうとしておるのか、もう少し先に見えるような内容で説明をいただきたいと思います。その点について教育長にお尋ねするということと、それから本当に合併と同じように、大事な今後の将来を数十年にわたって拘束するかもしれない学区制でございます。そういう点で、こういった協議会でございますが、傍聴など、また協議会の情報の公開ということはどういうふうにして市民にわかるようにされるのか、そのことについてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

先ほども申しましたように、ことしに入って初めてのことでございましたので、原沢議員がおっしゃるように、学校の規模が何やか、どのようにするとか、そういったものはこれから詰めてまいります。そんなものを先に出してしまって誘導するようなことは極めて失礼ですし、皆さん方がどう考えておられるか、その付近をお聞きしながら、そういうものをまた財政当局ともお話ししながら詰めてまいりたいと思えます。

それから、どの人を検討協議会に入れるかというのも私一存ではいけませんので、また関係の皆さんとも御相談しながらそういう面も詰めてまいります。今のメンバーが最上とは思いませんし、いろいろ進捗状況に応じていろいろな方を加えていくことも必要ではなかろうかと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員にお断わり申し上げますけれど、別に私は、この小学校問題につきまして、一つの方法しかないということで固まっているわけではございませんので、誤解のないように申し上げておきます。小学校の児童の方にどういう環境を私どもが提供していくかということが一番大事であって、一つの方法しかないということでは決してございませんので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 進捗状況に応じていろいろ考えてまいります。どの時点で何をということにはちょっと申しかねます。ある意味では風評被害のようなことになってまいけませんので、いろいろな方の御意見をいただきながら、そのとき、そのときに適切な情報を皆さん方にお示ししたいと考えております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 誘導するようなことはしたくないとか、それから適切な時期に資料は出していきたいということでございますが、私に言わせれば、先ほど言ったように突然2案という形で、十四山の西部小学校の方に一部を分けるやり方、それから平島地区そのものを一つのブロックにして桜小学校を分校する、そういう2案ということで出されておるわけ

ですので、こういう2案に伴う内容で、それぞれ1案で、今の十四山の西部小学校の方に行く場合だとどういう形になるのか、また中学校もそれに伴ってどういうふうになるのかということは今出しておる内容ですので、これを議題として進めていくということでしたら、こういうものについてやはり資料を出していくということが私は求められていると思いますので、そういうことについてお願いしたいということと、それから第2回目だけは決めたから、2回目は7月にありますよと。ことしじゅうに結論は出してもらいたいと、こういうことなんです。ですから、例えば合併をするにしても、合併の時期はいつということに合わせてスケジュール表というのをつくって、どこでどういう議論を進めるかということをやっているわけですね。私たちはそういう経験を持って、今ここに合併しておるわけなんです。ですから私は、この学校の問題は、そういった合併と同じように本当に十分に審議を尽くして、また関係市民の合意と納得が得られる、そういうやり方でこのことについては進めたいと思いますが、この点について教育長、また市長の方にも、再度になりますけれども、やはり市民の合意と納得を得て、それから物事を進めていくと。市長のリーダーシップというものは非常に大切ではございますが、やはり順序として、情報を公開し、そういう中で市民の合意を順番に得ていくということに本当に力を注いでいただきたいということをお願いしたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

原沢議員のお考え方を十分検討させていただきながら、また具体的なスケジュール表等につきましても整備検討委員会の方で諮ってまいります。よろしくをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今市長が申されたとおりでございます。私がそれ以上のことは申し上げることはできません。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） そうしましたら、私も、この桜小学校のマンモス化ということにつきましては、いろいろな行事が午前の部、午後の部というようなことで二手に分かれてやらないかんだとか、運動会も、よその学校では親子でふれあいの運動会をやられているのに、そういうことが十分できないとか、非常にいろいろな苦労や努力がなされておると思いますので、そういった解決のために本当に真剣に真摯な立場でそういったものについて立ち向かっていくということをお願いをいたしたいと思います。また、そのためには本当に市民の納得と合意というものを前提にしながら進めていただきたいということを重ねて要望いたしておきます。

次に2点目でございますが、障害者控除対象者認定書の交付ということについてでございます。

私は昨年12月議会で、また本年3月議会でもこのことについて質問をいたしました。本年3月の答弁では担当課長の方から、よく勉強させていただきまして検討させていただくと、こういう答弁で終わっておりますが、その後どのように検討がされてきたのか、その点について関係者から答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

障害者控除対象者認定書につきましては、他市町村の要綱、内規、認定基準を参考にして、現在、障害者控除認定書の交付に向けて要領、基準の策定を進めております。今までにおきましては、当市は要介護4・5といった方、またB・C、これは障害者高齢者の日常生活自立度のことでございますが、準寝たきり、あるいは寝たきりといった方に対して身体障害者1・2級に準ずるとして特別障害者の認定書を交付しておりました。今回の認定基準の新たな策定に向けましては、身体障害者3ないし6級、知的障害者軽度・中度といった方に準ずる対象者まで幅を広げて、いわゆる普通の知的障害の手帳を持ってみえる方、あるいは普通障害の手帳を持ってみえる方と差が出ないように考慮していきたいというふうに考えております。具体的には、要介護度と日常生活自立度、障害者高齢者、それから認知症高齢者の自立度といったものを、組み合わせを検討して、皆様に迷惑をかけないようにやっていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ようやく弥富市でも新市長を迎える中でこういった障害者控除の対象者認定書を交付しようということで、要介護1から身体障害者の1級から6級に準ずるということで、同じような内容で差が出ないように実施していくという前向きな答弁をいただきまして、本当に心強く感じております。

そこで、こういった要綱を今策定中ということでございますが、具体的にはこの要綱をいつごろまでに作成し、またそういったことについて市の広報等でいつごろ市民の皆さんにPRができるのか、その辺についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 実際には、基準日というのは12月31日になります。所得税の障害者控除の対象になる証明書ですね。ですから、今策定しても、10月に策定しても結果的には同じになるかと思っておりますが、ほぼ私的な案としては固まっておりますので、幹部ともよく調整した上で、できるだけ早く、要綱と申しますか、実施要領になるかと思っておりますけれども、そういったものについてはお示しをしていくという考え方を持っております。

それから、対象者への周知ですが、広報等いろんな手段を使ってやっていくつもりをしておりますので、聞いておらなんだということがないようにはしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） よその実施しているところを見ましても、源泉徴収などの関係、それから所得税の基準が1月1日から12月31日までの収入ということで、12月31日までの内容で所得税の申告ということでございまして、そういった意味でも12月31日が基準日ということで、現在、基準日については考えておるということでございます。

それで、一つ強くお願いをしておきたいことは、こういった認定書を発行している先進地の例といたしまして進んでいるところを見てみますと、対象者に対して行政側から個々にそれぞれ、あなたは認定書の交付の対象になる可能性がありますので、ぜひ申請をしてくださいというようなことで、介護保険の要介護認定の方及び御家族の皆様へというようなことで、そういった交付申請についてのお知らせを個々にやるということが一番間違いなく関係者に届く内容だと思います。そういう点で、個々へのそういった交付申請のお知らせということについてどのように考えておるか、再度お伺いをいたします。

それから、いつ要綱を決めても一緒ではないかというような答弁がございましたが、これは税の関係で言いますと、税は5年間さかのぼっているいろいろな還付等の対象になるということで、いつこういった認定書がもらえるかということによって5年間の遡及適用ということにも影響してきますので、やはり早い段階で行政としてやるということをはっきりさせる必要があると思いますが、その点で、5年間の遡及適用というようなことにつきまして、よその例もありますので、そういった認定書が発行できるようなものが確認できる場合は発行するというようなことになるかと思いますが、その辺のことにつきまして再度説明をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 実施要領とか、そういったことにつきましては極力早くさせていただきます、ほぼ素案はでき上がっておりますので。

周知の方法でございますが、各対象者に案内をという話でございますが、これは実際どうも津島市がやってみえるということは聞いておりますので、そちらの方へ一遍聞いて、実態がどんなものかということもよく検討した上で考えさせていただきます。なるべく迷惑のかわらないようにしたいということをお願いをしたいと思います。

遡及につきましては、時効の関係で5年ということでございますので、調べられる状態であれば出ささせていただきなきゃいかんというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。



31番（原沢久志君） 要綱は早急につくっていただけるということでございますので、ありがとうございます。

それで、個人への通知の話でございますが、私が聞いた話では、津島市では全員にそういったものを送っているということで、昨年の12月議会のときに津島市の内容につきまして担当窓口の方に出してありますので、ひとつよく検討していただきたいと思います。

また、最近の話で、岐阜市でも要領を策定し、6,200人全員を対象にそういった交付申請のお知らせの案内を各個人のところに送付して、申請の内容によってたくさんの方が申請し、3,245の方が適用認定書を受け取っておるということでございますので、ぜひそういった例を参考に、個人に郵送で申請のお知らせをしていただきたいということを強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 議長、一つ訂正をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） はい。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 大変御無礼しました。さかのぼり適用という話ですが、要領をつくった時期からさかのぼるというふうにはしておりませんので、今後ということで御理解をお願いいたします。

31番（原沢久志君） 私の質問に対して答弁した後、その答弁を変えておるものだから、それに対してもう一度、一言言わないかんでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 簡潔に言ってください。

31番（原沢久志君） 津島市の例で言いますと、こういうふうに書いてあるんですね。税法上の取り扱いにより、過年度にわたる認定書の必要な方については、状況確認ができる場合、過去にさかのぼって認定書を発行すると。それから、上記認定基準に該当しない場合であっても、認定資料、または職員の調査等により状況確認ができる場合は認定書を発行することができる、というふうに津島市でははっきりとうたっておるんです。それで、介護認定を受けた方のファイルは役場が持っているわけでございますので、そういったことは十分確認できる内容でございますので、やはり津島のような先進地に倣って、恥ずかしくないような内容で実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。終わります。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、次に炭竈ふく代議員をお願いいたします。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

初めに、広告事業の推進についてでございますが、社会の変革が進む中、地方財政はますます厳しくなり、行政のあり方も一層の改革が必要になってきていると思います。財源として入ってくる税金等だけではなく、それぞれの自治体が無駄を排除し、経営をするという感覚で市の特徴を生かしたり、財産を活用したりと独自に考え、収入面でもさまざまな工夫をして、新たな財源の確保に知恵を出されています。そこで今回、広告事業の推進による財源

の確保についてお伺いをいたします。

財政難に直面する地方自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより、広告収入を得たり、経費節減を図るといふ、いわゆる地方自治体の広告ビジネスを御存じの方も多いかと思います。例えば住民向けに送付をする通知書類やその封筒、あるいはホームページや広報など、本市が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して収入増や経費の節減を図ってはどうかと考えます。例えば豊田市の場合、市民課などの窓口に置く封筒に企業の広告を入れるかわりに、従来市で作成していた封筒を企業から無償で提供していただいているそうです。現在、このような取り組みは全国の自治体でも数多く導入されており、中でも横浜市は、職員の発想・提案で始まったとされる自主財源確保で大変先進的な取り組みがなされています。それは、市の広報紙や各種封筒、ホームページのバナー広告にとどまらず、職員の給与明細や図書貸出カードの裏面広告、また、みなとみらい21地区の全600カ所の街路灯の広告フラッグ、それに広告つき玄関マット、公用車やごみ収集車の広告つきホイールカバーなど、多種多様な資産を活用した広告事業を展開しています。この事業推進で、豊田市の例では年間約100万円の経費節減、また横浜市の場合は広告収入と経費節減を合わせて約9,300万円の成果となっているそうです。このように財源確保という点から知恵を出し合い、せつかくある資産を活用して収入をふやすことは大変重要であると思います。財源確保策としての広告事業は近隣地域でも広がっており、一宮、津島、江南、愛西市の4市と、七宝町では既に広報紙への有料広告を募っているとのこと。また、蟹江町、甚目寺町も今後の実施が予定をされているということです。

そこで、お伺いをいたします。

本市におきましてもこのような広告事業に取り組むべきときではないかと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

広告事業の推進についてということでございますが、いろんな形で今それぞれの市町村で炭竈議員御指摘のとおり実施されておるわけでございますが、私自身といたしましては、弥富の広報にはそういったような広告を載せてというところについては全く考えておりません。広報につきましては、一字でも一ページでも多く情報を提供していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。しかしながら、広告等の問題につきましては、回覧板等で一度考えていったらどうかというふうに考えております。また、ホームページ等におきましても、そういったような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

広報ということは考えてないということですが、まだまだ資産としてはさまざまな工夫がされると思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。というのも、新聞にも報道されておりましたけれども、昨年12月に始めました津島市の場合は、広報紙の裏一面に10万円で広告募集をして、年間120万の収入を見込んでいるということなんですね。その収入は、広報紙の年間経費の900万の充当にと考えられているということです。事業開始当時はその次期号が埋まるかどうかということで懸念もあったそうですが、今では企業の順番待ちが出るほどの人気になっているということなんですね。広報は、もちろん弥富のことを一生懸命報告しなくちゃいけないと思うんですけれども、ほかの資産を活用して財源確保にできると思うんですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） つけ加えさせていただきます。

弥富市の資産につきましての広告収入ということにつきましては、前向きに検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

参入する企業に対するルール決めとか絞り込みも必要となってきますし、また取り扱う窓口の設定など課題もたくさんあるとは思いますが、行政の財産を有効活用できるように広告事業に我が市も積極的に取り組んでいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、続きまして2点目に移らせていただきます。

2点目に、放課後子ども教室推進事業についてでございます。

近年の急速な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところであります。放課後子どもプランで2004年度から文部科学省においては、地域住民の協力のもと、希望する子供たちにさまざまな体験活動や交流活動を提供する地域子ども教室を、また厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブが現在実施をされています。その中、さらに子供の安全と成長を求める親のニーズにこたえ、今年度、子供放課後対策の事業費なども予算化され、いよいよ国が力を入れて取り組むことになった一つに放課後子ども教室推進事業があります。これは、厚生労働省と文部科学省の連携によって小学校1年から6年の全児童を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用して子供たちが安全で安心な活動拠点として設け、地域の方々の参画、またコーディネーターを配置し、学習支援やスポーツ、文化活動など、さまざまな交流の場とし

て総合的に取り組む事業であります。かねてより子供を持つ親御さんからも開設を希望する声が多く寄せられています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。本市におかれましても、こうした事業の実施についてのお考えはありますか。もし考えておられるとしたら、具体的にどのような内容を考えておられるのか、お聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

放課後子ども教室推進事業におきましては、炭竈議員の御指摘のとおりでございます。国の補助事業、そして文部科学省と厚生労働省が連携してそういったような施設を実施していったらどうかということでございます。弥富市におきまして、現在のところは基本的には取り組みということについては考えておりません。しかしながら、近隣市町村等の動きも見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

弥富市におきましては、放課後児童クラブを今は7小学校区で実施しております。今後は、近隣市町村及び県内の市町村の動き、動向を考えながら放課後の連携も図るとともに、学校とも調整を図りまして、早い時期に実施できるように検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。前向きに検討していただけると確信しております。

そこで、この事業の担当部署はどこになりますでしょうか。その担当部署のお考えもお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

教育課に所属すると考えております。

議長（宇佐美 肇君） 教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） お答えします。

先ほど市長の方が教育課ということですが、この事業につきましては、生涯学習等の絡みもございまして、社会教育課の方で担当することになっております。この事業につきましては、小学校の空き部屋と、そのほかに、もし小学校の空き部屋等がない場合には、国の方では社会教育施設等も考慮に入れてもいいですよということは言われておりますが、原則としては小学校の空き部屋を対象として行う事業でございます。

ただ、補助事業等につきましては、建設については補助はございません。ただ、備品的な購入等の、特に施設備品等については事業の対象になりますが、事業の金額も微々たる金額

で100万円ぐらいと聞いております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

今、空き教室ということでお話がございましたけれども、現在、余裕教室というのはございますでしょうか。また、近隣でもこうした事業が取り組まれているところがありましたら情報等を教えていただきたいと思いますと思いますけれども、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 高橋教育部次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） お答えいたします。

現在のところ、空き教室等はありません。

それで、近隣等の市町村の状況でございますが、海部地区、それから尾張地区等においてもこの放課後子ども教室の事業の推進については、今のところ、19年度は検討している段階と聞き及んでおります。まだ実施はしてないということでございます、19年度については、各市町村はそういう状況です。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

2004年度からこういう事業が始まったんですけれども、名古屋市とかではもう既にトワイライトスクールということで、三河、東尾張地方でも既に進められていると思うんですけれども、今、空き教室がないと言われましたけれども、空き教室を何とかして余裕教室をつくるということはできないものかなあと思ったんですけれども、これからのことで、子供たちが地域で安心して過ごせる、心豊かで健やかに育つ環境づくりということに対しまして早期に開設ができることをお願いいたしまして、例えばできるところから、そしてまた週1回でも2回でも、毎日できなくても、そういう方向で進めていただけたらなあをお願いをいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（宇佐美 肇君） 本日はこの程度にとどめ、あす、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 前 田 勝 幸

同 議員 安 井 光 子